同二八三

ᄪ

(四国地方整備局四四)

目 次

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

令

省

〇租税特別措置法施行規則の一部を改 正する省令(財務五九)

○雇用保険法等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う厚生労働省関係

報

正する省令(厚生労働七九) 省令の整備に関する省令の一部を改

「その他告示」

(同一一七五、一一七六)

〇特定国外派遣組織を指定する件

〇動物の衛生及び検疫における協力に

○返納を命じた旅券を無効とする件

関する日本国政府と中華人民共和国

よる指定の件(法務一一〇)

(総務二七〇)

〇公証人法第七条ノ二第一項の規定に

政府との間の協定の署名及び効力発 生に関する件(外務二八二)

○道路に関する件

道路に関する件

(経済産業一一九)

〇航路標識に関する件 (海上保安庁一九)

O スリランカ民主社会主義共和国にお 画との間の書簡の交換に関する件 関する日本国政府と国際連合開発計 敗行為訴追推進計画のための贈与に ける腐敗防止制度の確立を通じた腐 (同二八四)

0

 $\triangleright$ 

 $\bigcirc$ 

○肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産一一七二)

○輸入業者の住所及び肥料の名称の変

更に係る届出があった件 (同一一七三)

〇肥料の登録が失効した件

O租税特別措置法施行令第十七条第三 指定する等の件の一部を改正する件 協同組合又は農業協同組合連合会を 定める農林水産大臣が指定する農業 項及び第三十九条の二十六第三項に (同一一七四)

○経済施策を一体的に講ずることによ

特定社会基盤事業者を指定する件 律第五十条第一項の規定に基づき、 る安全保障の確保の推進に関する法

(東北地方整備局六〇)

官庁報告

指定保安検査機関の指定に関する公示

官庁事項

(中国四国産業保安監督部)

 $\overline{0}$ 

四国地方整備局公示(四国地方整備局 北陸地方整備局公示(北陸地方整備局

労

最低工賃の改正決定に関する公示 (茨城労働局最低工賃公示一)

 $\overline{\phantom{a}}$ 

外国弁護士による法律事務の取扱い等 に関する法律第九条の規定による承認

をした件(法務省告示配七五

公 告

諸 事 項

官庁

の返納命令に関する通知関係 金融商品取引業者営業保証金取戻 二第一項の規定に基づく一般旅券 有権者申出方、旅券法第十九条

国会事項

人事異動

内閣府 会計検査院 カジノ管理委員会 法務省

叙位·叙勲

九

裁判所

相続、 失踪、 除権決定、 破産、 再生

亖

会社その他

関係

官

省

令

## ○財務省令第五十九号

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十条第四項の規定に基づき、

施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第三十条の二に次の一項を加える。 税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)

の一部を次のように改正する。

財務大臣

加藤

勝信

租税特別措置法

規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、当該登記を受ける者が同項に- 法第八十条第四項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の 規定する選定事業者であること、当該登記を受ける事項が同項に規定する資本金の額の増加である こと及び当該資本金の額の増加が同項に規定する選定実施計画に係るものであることの記載がある のを添付しなければならない。

七年法律第三十号)の施行の日(令和七年八月四日)から施行する。 この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和

## 〇厚生労働省令第七十九号

令(平成二十一年政令第二百九十六号)第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政 を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を 次のように定める

令和七年八月一日 令の一部を改正する省令 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省 厚生労働大臣

(平成二十一年厚生労働省令第百六十八号)の一部を次の表のように改正する。 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(傍線部分は改正部分)

## (船員保険の介護料の額に関する経過措 附 則 (船員保険の介護料の額に関する経過措

改

正

後

第一条の二 雇用保険法等の一部を改正する れた改正法第四条の規定による改正前の船 の規定によりなお従前の例によるものとさ おいて「改正法」という。)附則第三十九条 政令第二百九十六号。次項において「整備 及び経過措置に関する政令(平成二十一年 法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等 員保険法 (以下この条において | 旧船員保 定する雇用保険法等の一部を改正する法律 政令」という。)第五十七条の二第二項に規 (平成十九年法律第三十号。以下この条に

### 附 改 則 正

第一条の二 雇用保険法等の一部を改正する の規定によりなお従前の例によるものとさ おいて「改正法」という。) 附則第三十九条 政令第二百九十六号。次項において「整備 法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等 れた改正法第四条の規定による改正前の船 定する雇用保険法等の一部を改正する法律 政令」という。)第五十七条の二第二項に規 及び経過措置に関する政令(平成二十一年 員保険法 (平成十九年法律第三十号。以下この条に (以下この条において 「旧船員保

> 掲げる額で除して得た率とする。 険法施行規則(以下「旧船員保険法施行規 険法」という。)の規定による介護料の月額 定める率は、第一号に掲げる額を第二号に 則」という。)第七十六条ノ三第一項の規定 として第一条の規定による改正前の船員保 により算定した額に乗じる厚生労働省令で

- イからハまでに掲げる額 る費用の支出に関する区分に応じ、 次のイからハまでに掲げる介護に要す 当該
- 十円とする。) 五十円を超えるときは、 された費用の額(その額が十八万六千 において介護に要する費用として支出 支出して介護を受けた日がある場合 (口に規定する場合を除く。) その月 その月において介護に要する費用を 十八万六千五

### 略)

二 (略)

2 号中 同条第一項」と読み替えるものとする。 おいて、前項第一号イ中「十八万六千五十 で定める率について準用する。この場合に として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ 規定によりなお従前の例によるものとされ 第二項に規定する改正法附則第三十九条の あるのは「四万二千七百円」と、同項第二 同号口及びハ中「八万五千四百九十円」と 円」とあるのは「九万二千九百八十円」と、 定により算定した額に乗じる厚生労働省令 三第二項において準用する同条第一項の規 た旧船員保険法の規定による介護料の月額 「第七十六条ノ三第二項において準用する 前項の規定は、整備政令第五十七条の二 「第七十六条ノ三第一項」とあるのは

掲げる額で除して得た率とする。 定める率は、第一号に掲げる額を第二号に 険法施行規則(以下「旧船員保険法施行規 険法」という。)の規定による介護料の月額 により算定した額に乗じる厚生労働省令で 則」という。)第七十六条ノ三第一項の規定 として第一条の規定による改正前の船員保

- る費用の支出に関する区分に応じ、 イからハまでに掲げる額 次のイからハまでに掲げる介護に要す 当該
- 支出して介護を受けた日がある場合 された費用の額(その額が十七万七千 において介護に要する費用として支出 千九百五十円とする。 九百五十円を超えるときは、 (口に規定する場合を除く。) その月 その月において介護に要する費用を 十七万七

### (略)

2 は「第七十六条ノ三第二項において準用す 規定によりなお従前の例によるものとされ 第二項に規定する改正法附則第三十九条の る同条第一項」と読み替えるものとする。 と、同号口及びハ中「八万五千四百九十円」 五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」 おいて、 で定める率について準用する。この場合に 定により算定した額に乗じる厚生労働省令 として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ た旧船員保険法の規定による介護料の月額 とあるのは「四万二千七百円」と、同項第 三第二項において準用する同条第一項の規 |号中「第七十六条ノ三第一項」とあるの 前項の規定は、整備政令第五十七条の二 前項第一号イ中「十七万七千九百

(施行期日)

この省令は、 令和七年八月一日から施行する。

1

2

介護料の額の算定について適用し、 従前の例による。 この省令による改正後の附則第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る 同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、

**の** 

他

示

## 〇総務省告示第二百七十号

令和七年八月一日条第二項の規定に基づき、告示する。条第二項の規定に基づき、告示する。次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九

国

派遣人数(概数)

十七人程度

遣地

東ティモール民主共和国

電磁的記録に関する事務を行わせる。条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七〇法務省告示第百十号

東京法務局所属 法務大臣 鈴木 馨祐令和七年八月一日

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

官

# ○外務省告示第二百八十二号京都地方法務局所属

令和元年十一月二十五日に東京で署名された動 令和元年十一月二十五日に東京で署名された動 令和元年十一月二十五日に東京で署名された動 令和元年十一月二十五日に東京で署名された動 令和元年十一月二十五日に東京で署名された動 を、中華人民共和国は、同協定の効力発生のため に必要とされる国内手続が完了したことを通告 に必要とされる国内手続が完了したことを通告 に必要とされる国内手続が完了したことを通告 に必要とされる国内手続が完了したことを通告 に必要とされる国内手続が完了したことを通告 に必要とされる国内手続が完了したことを通告 し、我が国はこれを令和七年七月十一日に受領し た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 と、まって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従 た。よって、同協定は、その第十条1の規定に従

外務大臣 岩屋 毅

(b)

日本国については、

農林水産省

3

令和七年八月一日

協定 日本国政府と中華人民共和国政府との間の 動物の衛生及び検疫における協力に関する

締約国政府」という。)は、日本国政府及び中華人民共和国政府(以下「両

動物の衛生及び検疫の分野における二国間の協動物の衛生及び検疫の分野における二国間の協助物の伝染性疾病の国境を越表るまん延を防止動物の伝染性疾病の国境を改善することを希望し、

して、

中な友好関係がこれらの目的に資することを認識相互主義に基づく両締約国政府間の公正かつ衡相の主義に基づく両締約国政府間の公正かつ衡とを保護することを意図し、

### **第一条** 次のとおり協定した。

この協定の適用上、

されている又は野生の動物をいう。 類、えび類、かに類、貝類、蜂その他の飼養 の 「動物」とは、家畜、家きん、鳥獣類、魚

(1) 「動物由来の製品」には、動物に由来する特流、卵子、受精卵、骨、ひづめ、頭、角及精液、卵子、受精卵、骨、ひづめ、頭、角及肉、原皮、原毛、羽毛、臓器、脂肪、血液、肉、原皮、原毛、羽毛、臓器、脂肪、血液、

() 「動物衛生証明書」とは、国際獣疫事務局のをいう。

### 第二

両締約国政府は、動物及び動物由来の製品の安高によって汚染されている可能性がある動物、動物によって汚染されている可能性がある動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の由来の製品の安高によって、

### 第三

当局は、次のものとする。 この協定の実施について責任を負う権限のある

(a) 中華人民共和国については、農業農村部及

### 1 第四条

1

れに署名することをそれぞれ認める。協力覚書その他の文書について交渉し、及びこの協定の枠組みの下で、動物の衛生に関する人民共和国農業農村部が、動物衛生当局として、人民共和国農業農村部が、動物衛生当局として、

大民共和国海関総署が、輸入及び輸出に関する 動物の検疫を行う規制当局として、この協定の 動物の検疫を行う規制当局として、この協定の 動物の検疫を行う規制当局として、この協定の 動物の検疫を行う規制当局として、この協定の 動物の検疫を行う規制当局として、この協定の 動物の検疫を行う規制当局として、この協定の 動物の大勢の動物の衛生及び 検疫の要件に関する協力覚書その他の文書につ 検疫の要件に関する協力覚書その他の文書につ 検疫の要件に関する協力覚書その他の文書につ 検疫の要件に関する協力覚書その他の文書につ 検疫の要件に関する協力覚書その他の文書につ 検疫の要件に関する協力である。

なければならない。
・ 1及び2に規定する署名された協力覚書その

かつ予想外の増加

### 第五冬

覚書その他の文書に従う。関する法令及び規則並びに前条に規定する協力料については、輸入国の動物の衛生及び検疫にの国に輸出される動物、動物由来の製品及び飼の国に輸出される動物、動物由来の製品及び飼

高生証明書の原本が添付されることを確保す 衛生証明書の原本が添付されることを確保すれる動物、動物由来の製品及び飼料に当該動物 証明書を求める場合には、1に規定する輸出さ 国政府の規制当局によって交付された動物衛生 国政府の規制当局によって交付された動物衛生

を通じて相互に合意する。 については、前条2に規定する規制当局が協議 2に規定する動物衛生証明書の技術的な様式

した場合又は検疫の対象となる品目が自国の動病原体その他病害虫を保有していることが判明5 輸入締約国政府は、検疫の対象となる品目が

する。 いない場合には、適時に輸出締約国政府に通報 物検疫に関する法令及び規則の要件を満たして

### 質えず

換に係る協力を円滑にする。取引についての行政及び科学技術に関する情報交由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物のある。

- 適時に相互に通報すること。 (a) 自国内で生ずる次の事案の詳細について、
- 国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病及び感染の最初の発生又は再発疾病及び感染の最初の発生又は再発
- 疾病に係る分布、発生率又は致死率の突然 画際獣疫事務局が通報の対象としている疾病の新型の病原体の最初の発生
- 、隣接する国において発生した国際獣疫事務る半年ごとの公式報告書を交換すること。対象としている他の動物の伝染性疾病に関す対象としている他の動物の伝染性疾病に関す
- は、一次のでは、大学のでは、
- (は) 二国間の取引を円滑にすることを目的として、他方の締約国政府の動物の衛生に関する行政及を確保するため、動物の衛生に関する行政及を確保するため、動物の衛生に関するで、他方の締約国政府の動物の衛生に関すること。
- セミナー等の手段を通じて、動物の健康、 獣医公衆衛生、輸出入の際の検査及び検疫、 動物の傾存及び衛生の分野における法令及 がに動物の健康における薬剤耐性に関する技 がに動物の健康における薬剤耐性に関する技 動物の個体識別並びに情報の管理及び伝達並 動物の個体識別がでに情報の管理及び伝達が 動物の個体。
- 研究開発において協力すること。

### 第七条

する。

「神経」の実施において、それぞれの国的財産を保護に従って、著作権、特許その他の知的財産を保護に従って、著作権、特許その他の知的財産を保護に従って、著作権、特許その他の知的財産を保護に対して、前条回から図までに規定する

報

官

- 1 各締約国政府は、自己の利用可能な予算上の 関する訪問を含む。) の衛生管理の実施又は運営上の経験の共有に 国政府の代表団の訪問(動物の検疫及び動物 源の範囲内で、次の活動の費用を負担する。 動物の検疫及び動物の衛生管理に関する自
- 政府の専門家又は研究者の派遣 セミナー及び他の科学分野の会議への自国
- 2 3 関する取決めを決定することができる。 方の締約国政府に送付する費用を負担する は、この協定の範囲内の活動についての資金に 各締約国政府は、情報、官報及び出版物を他 1及び2の規定にかかわらず、両締約国政府

1 外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議に よって解決する。 この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、

協 争 争を解決することができない場合には、当該紛 釈又は実施から生ずる紛争は、第三条に規定す る。権限のある当局の間の協議によって当該紛 る権限のある当局の間の協議によって解決す 第四条に規定する協力覚書その他の文書の解 議によって解決する。 は、外交上の経路を通じて両締約国政府間の

1 告のうちいずれか遅い方の通告が受領された日 より、それぞれの国において効力を有する関係 に効力を生ずる。この協定は、両締約国政府に 書面により相互に通告することにより、その通 の手続が完了したことを外交上の経路を通じて 発生のために必要とされるそれぞれの国内法上 法令に従って実施される。 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力 1

金曜日

### 2 この協定は、無期限に効力を有する。いずれ 通告を行うことができる。この場合には、この 締約国政府に対し書面によりこの協定の終了の 期間が満了する日まで効力を有する。 定は、終了の通告が受領された日の後六箇月 締約国政府も、外交上の経路を通じて他方の

令和 **7** 年 **8** 月 **1** 日

### 第十一条

基づく各締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼ すものではない。 この協定は、他の国際協定、条約及び議定書に

当に委任を受けてこの協定に署名した。 定する手続と同様の手続に従って効力を生ずる。 る合意によって行われるものとし、第十条1に規 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正 この協定の改正は、両締約国政府間の書面によ

の本文による。 正文である日本語、中国語及び英語により本書二 通を作成した。解釈に相違がある場合には、 一千十九年十一月二十五日に東京で、ひとしく 英語

日本国政府のために

中華人民共和国政府のために

左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。 ○外務省告示第二百八十三号 よう命じたが、同期限までに返納されなかったの で、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、 令和七年八月 次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定によ 令和七年七月二十二日を期限として返納する 日

外務大臣 岩屋 毅

発行年月日 失効年月日 令和四年六月二十一日 令和七年七月二十二日

### 旅券番号 ○外務省告示第二百八十四号 TT二二八二八七七

令和七年七月一日にコロンボで、スリランカ民

間に行われた。 る次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との 通じた腐敗行為訴追推進計画のための贈与に関す 主社会主義共和国における腐敗防止制度の確立を 通じた腐敗行為訴追推進計画を実施するために 協力の目的及び内容 腐敗防止制度の確立を

必要な生産物及び役務の購入

3 2 贈与額 署名者 三億五千七百万円

日 国際連合開発計画側 本 側 使機民秋男在スリランカ大 力事務所代表

令和七年八月一日 外務大臣

岩屋

毅

生第88096号

化成肥料 化成肥料 化成肥料

くみあい化成肥料7号

# 〇農林水産省告示第千百七十二号

において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。 三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和七年六月二十四日付けをもって 次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項(同法第三十三条の二第六項 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項(同法第三十

の氏名又は名称及び住所 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人 令和七年八月一日

生第66066号 有効期間が令和10年6月24日となったもの 化成肥料 肥料の種類 エーコープ苦土尿素入り複合硫加燐安S380 肥料の名 栋

氏名又は名称

币

北海道札幌市中 4条西1丁目1

4 中区代书

生第66068号 化成肥料 エーコープ苦土入り複合硝加燐安S121 ほう素入り液状複合肥 料K―7 ホクレン肥料株式会 社 ホクレン肥料株式会 社 ラサ晃栄株式会社

生第66136号 生第81649号 化成肥料 化成肥料 ジシアン・マンガンほう素有機入り化成肥料 20010号 マルナカ複合肥料ユー キペレ1257

エムシー・ファーティコム株式会社

東京都千代田区麹町 丁目10番地

愛知県名古屋市中区錦 二丁目13番19号 東京都千代田区内神田 二丁目6番8号 北海道札幌市中央区北 4条西1丁目1番地

福栄肥料株式会社

中部飼料株式会社

生第81658号 生第81655号 液状肥料 化成肥料

生第85128号 生第81667号 汚泥肥料

化成肥料

生第85141号 :第85133号 液状肥料 化成肥料

生第85142号 生第85148号 液状肥料 液状肥料

汚泥肥料 しほろhi MS-ZERO

生第85157号

マイクロバランス マモルパワ

汚泥肥料

くみあい化成肥料13号

生第88093号

生第85160号 生第85158号

汚泥肥料

生第88095号

みあい化成肥料492 上 合 分 分 子 子 片) 大) 分社

ープアグリ株 プアグリ株

東京都千代田区九段北 一丁目8番10号 茨城県水戸市杉崎町 1263番地の1

農林水産大臣 小泉進次郎

生第66095号

液状肥料

苦土入りMAMオール マイティ280号

東商尿素有機入り液状 複合肥料芝ドクターL (鉄添加)

株式会社東商

くみあい有機入り化成 966 ハートアース生地 セントラル化成株式 会社 株式会社吉永商会

熊本県水俣市月浦54番 地の110

山口県宇部市大字沖宇 部5254番地の7

静岡県焼津市本中根 350番地の1

兵庫県尼崎市昭和南通 3 丁目26番地

海藻エキス入り液体肥料2号 腐植酸・有機入りエー ス795 株式会社アイム サンアグロ株式会社

東京都中央区日本橋小 網町17番10

海藻エキス入り液体肥料3号 株式会社アイム 双葉肥料株式会社

埼玉県北葛飾郡杉戸町 大島291番地

埼玉県北葛飾郡杉戸町 大島291番地

静岡県静岡市清水区長

崎167番地

株式会社イシイ機械 リース **士幌町農業協同組合** 

北海道紋別郡雄武町字 雄武67番地の12 北海道河東郡士幌町字 士幌西二線159番地

株式会社栄光通商

开) 合 公 谷 谷 ープアグリ茶

東京都千代田区九段北 一丁目8番10号 東京都千代田区九段北 一丁目8番10号

	生第88097号	化成肥料	くみあい化成肥料8号	片倉コープアグリ株	東京都千代田区九段北	輸第12473号	家庭園芸用複	Aqua Vega A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区
				式会社	一丁目8番10号		合肥料			南野川三丁目22番39号
	生第91187号	化成肥料	シバニードグリーン粒 剤	住友化学園芸株式会 社	東京都中央区日本橋小 網町1番8号	輸第12474号	合肥料	Aqua Vega B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
	生第91197号	液状肥料	SNZ液肥120号	住化農業資材株式会 社	大阪府大阪市中央区高 麗橋四丁目6番17号	輸第12475号	家庭園芸用複 合肥料		株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区 南野川三丁目22番39号
	生第91198号	液状肥料	SNZ苦土、マンガン、 ほう素入り硝酸石灰複	住化農業資材株式会 社	大阪府大阪市中央区高 麗橋四丁目6番17号	輸第12476号	家庭園芸用複 合肥料	Coco B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区 南野川三丁目22番39号
	生第91199号	液状肥料	合液肥 SNZ尿素複合液肥058	住化農業資材株式会	大阪府大阪市中央区高	輸第105360号	家庭園芸用複 合肥料	Amairo—01	甘彩六花株式会社	東京都千代田区平河町 一丁目6番15号
ひ 下	生第91206号	配合肥料	号 くみあい苦土入り粒状	社 ホクレン肥料株式会	麗橋四丁目6番17号 北海道札幌市中央区北	有効期間がる 登録番号	予和10年6月25日 肥料の種類	日となったもの 肥料の名称	氏名又は名称	住 所
2			複合880—Cu	社	4条西1丁目1番地	生第76159号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り	片倉コープアグリ株	東京都千代田区九段北
-	生第91208号	配合肥料	ぼかし元気	株式会社丸藤	北海道美唄市字チャ シュナイ1017番地112	生第76178号	液状肥料	複合硫加燐安482 エース 1 号	式会社 有限会社アネット	一丁目8番10号 宮城県遠田郡涌谷町猪
無	生第91213号	汚泥肥料	根力	株式会社光コーポ レーション	福岡県久留米市北野町 金島1546番地	生第76179号	液状肥料	エース2号	有限会社アネット	岡短台字大谷地8番地 宮城県遠田郡涌谷町猪
	生第93381号	家庭園芸用複 合肥料	ルートダッシュBS Type	東海物産株式会社	三重県四日市市高角町 2997番地	生第76180号	液状肥料	エース3号	有限会社アネット	岡短台字大谷地8番地 宮城県遠田郡涌谷町猪
	生第93382号	<b>汚泥肥料</b>	食品工場汚泥肥料IF	株式会社イチハラ	東京都新宿区白銀町 2					岡短台字大谷地8番地
	生第93383号	汚泥肥料	1号 まなぶちゃん	フーズ 株式会社村山コンポ	番4号白銀町ビル2階 山形県村山市大字杉島	生第76182号	液状肥料	エースリンマグ	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪 岡短台字大谷地8番地
× +				ストリサイクルセンター	230番地の 6	生第76183号	液状肥料	エースカリリン	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪 岡短台字大谷地8番地
fT	生第105309号	化成肥料	ほう素マンガン苦土入り野菜化成220	九鬼肥料工業株式会 社	三重県四日市市西末広 町4番17号	有効期間が 登録番号	今和10年6月26日 肥料の種類	日となったもの 肥 料 の 名 称	氏名又は名称	住所
	生第105333号	液状肥料	液状複合肥料1160	有限会社ハイドロテック	大阪府和泉市芦部町83番地	生第102474号		に 科 の 石 林 くみあい尿素苦土炭カ ル入り粒状複合553-	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北 4条西1丁目1番地
Ш	生第105334号	化成肥料	すくすく246号α (ア ルファ)	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備 後町四丁目3番4号	生第102475号	化成肥料	ル入り粒状複 5555— Ca アトラス048	セイブサンエー肥料	兵庫県尼崎市昭和南通
	生第105343号	汚泥肥料	パフミン	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町 592番地		TUPANUTT	7 1 2 7 10 10	株式会社	3丁目26番地松本ビル 内
	生第105344号	汚泥肥料	パフミン赤	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町 592番地	生第102477号	化成肥料	苦土マンガンほう素有 機入り化成048	栄物産株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通 3丁目26番地
<del>##</del>	生第105348号	汚泥肥料	穂波苑肥料	ふくおか県央環境広 域施設組合	福岡県飯塚市楽市728番地1	生第102478号	化成肥料	特撰美味048特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通 3丁目26番地
供	生第105349号	液状肥料	西肥600号	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町 159番地1	生第102479号	化成肥料	ほう素有機入り化成 966	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通 3丁目26番地
П	生第105350号	液状肥料	020複合液肥 1 号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大 字鳥子312番地 4	生第102480号	汚泥肥料	新城市農集排汚泥肥料 (2)	新城市	愛知県新城市字東入船 115番地
国 国	生第105359号	家庭園芸用複 合肥料	エード15号	住友化学園芸株式会 社	東京都中央区日本橋小網町1番8号	生第102482号	混合りん酸肥 料	光、粒状ようりんケイ カル肥料C号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町 10番1号
$\infty$	生第105363号	化成肥料	三光有機入り野菜化成	社 三光産業株式会社	三重県四日市市西末広	生第102484号	混合りん酸肥 料	粒状ようりんケイカル 肥料 3 号	大洋化学工業株式会 社	富山県小矢部市東福町 10番8号
#	輸第12464号	液状肥料	050 PK13/14	株式会社大景	町4番17号 神奈川県川崎市宮前区	生第102501号	化成肥料	有機入り化成肥料280	住商アグリビジネス 株式会社	東京都千代田区神田和 泉町1番地
	輸第12465号	液状肥料	BCM—DP98	バイケミックジャパ	南野川三丁目22番39号東京都中央区日本橋人	生第102506号	化成肥料	くみあい尿素入り化成 500	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号
χI .	輸第12471号		Aqua Flores A	ン株式会社 株式会社大景	形町三丁目6番7号 神奈川県川崎市宮前区	生第102507号	化成肥料	ほう素有機入り複合肥	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号
Ŋ	輸第12472号	合肥料 家庭園芸用複	Aqua Flores B	株式会社大景	南野川三丁目22番39号 神奈川県川崎市宮前区	生第102509号	化成肥料	料S575特号 くみあい有機入り化成	片倉コープアグリ株	東京都千代田区九段北

1										1
ပ	生第102512号	液状肥料	兼定液肥PN 1号	兼定興産株式会社	福岡県久留米市野中町 640番地の1	生第74029号	配合肥料	ニュー・カーライト複 合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号
•	生第102515号	配合肥料	有機入り配合 7 ―5.5	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有 水1941番地	生第78496号	配合肥料	スーパーアイビー1号	株式会社JAアグリ エール長野	長野県安曇野市堀金三 田3360番地 3
	生第102517号	汚泥肥料	汚泥発酵肥料1号	九星飲料工業株式会 社	福岡県糸島市波多江字 中川原100番地	生第85115号	混合りん酸肥 料	3.0混合りん酸肥料	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟 503番地1
	生第102518号	化成肥料	くみあい有機入り化成 新088号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁 目3番1号	生第85150号	配合肥料	樽専用追肥「おっかけ 3号」	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番 地10
пЪ	生第107351号	汚泥肥料	エコ久万ソイル	株式会社高原アオア クア	愛媛県上浮穴郡久万高 原町東明神乙767番地	生第85151号	配合肥料	樽専用追肥「おっかけ 7号」	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番 地10
6	生第107352号	副産肥料	エコヤマト2号	ヤマトプロテック株	64 東京都港区白金台五丁	生第88122号	化成肥料	ミツイ尿素入り高度化 成肥料444	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町 2372番地
5	生第107369号	液状肥料	有機入り液体肥料421	式会社 丸石株式会社	目17番2号 静岡県焼津市上新田	生第88123号	化成肥料	くみあいほう素入り複 合燐加安S550	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
- L	<del></del>	Σ£π19 <i>/</i> π: C □ 94 Γ	号		1035番地の1	生第93378号	成形複合肥料	くみあい固形肥料363	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3
無		う和13年 6 月24日		エタコルタか	A	生第93385号	化成肥料	くみあい尿素入り化成	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字
	登録番号 生第49452号	肥料の種類 化成肥料	肥料の名称	氏名又は名称	住所	工以200000.1	TUPANETT	肥料840	口干加强外外公正	戸崎559番3
			くみあい苦土、ほう素 入り複合燐加安402号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町 818番地	生第93390号	化成肥料	高度燐加安444号	株式会社服部	三重県四日市市広永町 577番地
	生第55245号	化成肥料	サンライト666	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山4番地	生第93392号	液状肥料	クロピカα	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南 船場四丁目2番4号
松	生第66079号	化成肥料	丸ツバメほう素入り複合硫加燐安492	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小 網町17番10	生第105304号	化成肥料	中日本高度化成NS208	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区 名駅 5 丁目23番12号
INI	生第66093号	化成肥料	くみあいほう素尿素入 りIB化成S30号	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須 田町二丁目6番6号	生第105305号	化成肥料	中日本高度化成NS818	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区 名駅 5 丁目23番12号
	生第69561号	化成肥料	くみあいCDU複合燐 加安S020	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号	生第105335号	混合微量要素 肥料	AS—SR192	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大 字高安500番地
ĮЩ	生第69562号	化成肥料	くみあいCDU複合燐 加安S555	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号	生第105346号	化成肥料	化成013号	住化農業資材株式会 社	大阪府大阪市中央区高 麗橋四丁目6番17号
	生第69563号	化成肥料	くみあいCDU複合燐 加安S682	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号	生第105351号	液状肥料	液体微量要素複合肥料	安藤正人	宮崎県児湯郡川南町大 字川南23955番地3
	生第69564号	化成肥料	くみあい苦土マンガン ほう素入り化成S605	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号	生第105356号	化成肥料	苦土有機入り化成953	肥料開発株式会社	静岡県焼津市与惣次二 丁目10番地の10
金曜日	生第69566号	化成肥料	高度複合U234号	NCTアグリ株式会 社	東京都千代田区外神田 一丁目18番13号	輸第10931号	硫酸加里苦土	硫酸加里苦土20.5— 18.5	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
₩	生第69571号	配合肥料	カーライトK複合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田 二丁目6番8号	輸第10932号	魚かす粉末	フィッシュボーン SRV-1	株式会社交洋	三重県四日市市新正五 丁目4番19号
1	生第73980号	化成肥料	くみあいけい酸加里入 り化成高度586号	JA全農くみあい飼 料株式会社	群馬県太田市東新町 818番地	輸第10934号	なたね油かす 及びその粉末	5. 5圧搾菜種粕	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦 三丁目6番29号
月	生第73994号	化成肥料	燐加安666号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二 丁目7番1号	輸第10939号	硫酸苦土肥料	SK25粒状硫酸苦土肥料	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁 目55番20号
<b>∞</b> ⊭	生第74022号	配合肥料	BB372号	株式会社JAグリー ンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本 町字丸山2713番 1	輸第10941号	水酸化苦土肥 料	ひたち苦土肥料マグ4 号	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿 町664番地
_	生第74023号	配合肥料	BB473号	株式会社JAグリー ンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本 町字丸山2713番 1	輸第12466号	配合肥料	スコットLS肥料1号	株式会社ハイポネッ クスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
令和	生第74024号	配合肥料	CDU窒素入りBBS444 号	株式会社JAグリー ンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本 町字丸山2713番 1	輸第13681号	硝酸アンモニ ア	硝酸アンモニア	トミクラ産業株式会 社	兵庫県姫路市花田町高 木209番地の1
	生第74025号	配合肥料	BB286号	株式会社JAグリー ンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本 町字丸山2713番 1	輸第13682号	尿素	尿素 2 号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田 三丁目1番3号
	生第74027号	配合肥料	BB苦土入り500号	株式会社JAグリー ンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本 町字丸山2713番 1	輸第13684号	硫酸加里	50.0硫酸加里	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号

1					
	輸第13685号	大豆油かす及 びその粉末	6.0大豆粕	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本   石町三丁目1番7号
	輸第13686号	化成肥料	高度化成14—14—14	株式会社高五	宮城県栗原市栗駒岩ケ 崎上小路134番地 1
	輸第13687号	化成肥料	12-61第一燐安	株式会社シーディン グ	新潟県村上市下助渕 959番地
	輸第13689号	化成肥料	ほう素有機入り硝燐加 特号	株式会社J・K・Cア グロ	熊本県八代市千丁町太 牟田1957番地
#1D	輸第13691号	硫酸苦土肥料	精製硫酸マグネシウム	株式会社ファイマ テック	東京都千代田区神田淡 路町二丁目23番1号
19中	輸第105339号	化成肥料	化成肥料10-0-10	株式会社サトシ・エ ンタープライズ	東京都千代田区九段南 三丁目8番13号九段靖 苑ビル4階
第 15	輸第105340号	化成肥料	化成肥料13—0—13— 4	株式会社サトシ・エ ンタープライズ	東京都千代田区九段南 三丁目8番13号九段靖 苑ビル4階
\$PET	輸第105341号	化成肥料	化成肥料17—0—17	株式会社サトシ・エ ンタープライズ	東京都千代田区九段南 三丁目8番13号九段靖 苑ビル4階
	輸第105354号	化成肥料	けい酸入り化成肥料28 号	全国農業協同組合連 合会	東京都千代田区大手町 一丁目3番1号
	輸第105357号	化成肥料	CG—OC—MAP	セントラルグリーン 株式会社	新潟県新発田市本田 3418番地
日本	輸第105358号	化成肥料	WNS666	セントラルグリーン 株式会社	新潟県新発田市本田 3418番地
<b>1</b>	外第105330号	副産肥料	YH銅入り苦土肥料	青島宇慧緑色工貿有 限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号(A)
皿				グリーンコスモス株 式会社 (国内管理人)	北海道苫小牧市新開町 三丁目13番2号
	有効期間が行	<b>分和13年6月25日</b>	日となったもの		
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住 所
掘田	生第71977号	化成肥料	つつじ有機入り化成30号	新東化学工業株式会 社	千葉県市原市八幡海岸 通11番 1
金曜	生第71981号	化成肥料	くみあいほう素入り CDU複合燐加安S402	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
	生第71987号	化成肥料	くみあい苦土ほう素入 り化成S826号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁 目3番1号
	生第76145号	加工りん酸肥 料	丸菱きくりん21号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区い ろは町1丁目22番地
₩	生第76155号	化成肥料	ほう素入り高度化成 423号	NCTアグリ株式会 社	東京都千代田区外神田 一丁目18番13号
<b>\</b>	生第76162号	化成肥料	マザー100・004	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号
合和	生第76163号	化成肥料	腐植酸・有機入り化成 肥料 3 号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町 2372番地
	生第76188号	配合肥料	養液栽培果菜用肥料 (鉄添加)	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号
_	輸第6420号	なたね油かす 及びその粉末	4.5なたね油かす	ミツワ商事株式会社	大阪府吹田市千里山西 四丁目39番A-803
ı					

有効期間が令和13年6月26日となったもの

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 氏名又は名称 住 所 生第102471号 化成肥料 マンガンほう素有機入 福栄肥料株式会社 兵庫県尼崎市昭和南通 り化成088特号 3丁目26番地

生第102472号 化成肥料 マンガンほう素有機入 株式会社ジェイ・ 兵庫県高砂市高砂町東 り化成088特号 ティ・エフ 宮町1038番地 4

生第102481号 混合りん酸肥 粒状シリカゲル入りけ 昭和肥料株式会社 富山県小矢部市東福町 料 い酸りん肥2号 10番1号

生第102505号 成形複合肥料 複合肥料30 小西安農業資材株式 東京都中央区日本橋本会社 町二丁目6番3号

2 保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料に あっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)

### 〇農林水産省告示第千百七十三号

大条第二項の規定に基づき告示する。規定に基づき、次のように輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項及び第四項の

令和七年八月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

### 1 輸入業者の住所の変更

登録番号 輸第9032号、輸第9190号、輸第9197号、輸第9022号、輸第9023号、輸第8971号、輸第9057号、輸第9540号、輸第9465号、輸第9457号、輸第9769号、輸第10030号、輸第13398号、輸第13409号、輸第13859号、輸第100339号、輸第101761号、輸第103548号、輸第103745号、輸第104046号、輸第106134号、輸第106462号、輸第107448号、輸第107539号、

変更前 東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号

変更後 東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

2 肥料の名称の変更

登録番号 生第80763号

変更前 ソイルエース

変更後 めぐみプラス

### ○農林水産省告示第千百七十四号

の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定に基づき、次

令和七年八月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 名 称 住 所 生第39259号 加工りん酸肥 特製多木24.0粒状苦土 多木化学株式会社 兵庫県加古川市別府町 料 過燐酸 岩土有機入り複合608 大成肥料株式会社 兵庫県加古川市別府町

69967号 化成肥料 苦土有機入り複合608 大成肥料株式会社 兵庫県加古川市別府町 号 石町47番地

生第85189号 混合りん酸肥 くみあい25.0サウス 南九州化学工業株式 宮崎県児湯郡高鍋町大料 エース10 会社 字蚊口浦5029番地

官

			第	15	19	号			8	3
2 保証成分量	輸第12501号	輸第12463号	生第107803号	生第107691号	生第107003号	生第106112号	生第101440号	生第89258号	生第89257号	生第85190号
<b>責その他の規格</b>	化成肥料	化成肥料	汚泥肥料	液状肥料	化成肥料	化成肥料	化成肥料	化成肥料	化成肥料	混合りん酸肥 料
保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料に	有機入りアミプラス 058	有機入り富裕マイルド 666	会津2号	(N/P/K) 肥料用 ゼラチンネット分解液	大成硫加燐安新488	東西尿素苦土硫加燐安 495	多木尿素苦土有機入り 複合肥料042-2号	MS高度化成666	MS高度化成444	くみあい25.0リンエー ス12
関する法律第4条第1項	株式会社J・K・Cア グロ	株式会社J・K・Cア グロ	会津若松食肉事業協 同組合	中日本カプセル株式 会社	大成肥料株式会社	東西肥料株式会社	多木化学株式会社	三井物産アグロビジ ネス株式会社	三井物産アグロビジ ネス株式会社	南九州化学工業株式 会社
頁第3号に掲げる肥料に	熊本県八代市千丁町太 牟田1957番地	熊本県八代市千丁町太 牟田1957番地	福島県会津若松市神指 町大字南四合字才ノ神 491番地	岐阜県大垣市荒尾町 229番地の2	兵庫県加古川市別府町 石町47番地	兵庫県加古川市別府町 港町1番地の2	兵庫県加古川市別府町 緑町2番地	東京都中央区日本橋小 伝馬町1番5号	東京都中央区日本橋小 伝馬町1番5号	宮崎県児湯郡高鍋町大 字蚊口浦5029番地

あっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) 号に掲げる肥料にあっては、 肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3 含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、 次のとおりであ

て縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。) (「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置い

# 〇農林水産省告示第千百七十五号

農業協同組合連合会を指定する等の件)の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。 令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は 三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号(租税特別措置法施行 表熊本県の項中「熊本県畜産農業協同組合連合会」を 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十七条第三項及び第三十九条の二十六第 令和七年八月 日 「熊本県畜産農業協同組合」に改める。 農林水産大臣 小泉進次郎

金曜日

# 〇農林水産省告示第千百七十六号

令和 **7** 年 **8** 月 **1** 日

三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号(租税特別措置法施行 農業協同組合連合会を指定する等の件) 令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十七条第三項及び第三十九条の二十六第 の一部を次のように改正し、 公布の日から施行する 農林水産大臣 小泉進次郎

表岐阜県の項の次に次のように加える。 愛知 知東農業協同 組合

群馬県の項中

「榛名酪農業協同組合連合会」

及び

「東毛酪農業協同組合」

を削る。

## 置大 〇経済産業省告示第百十九号

航路標識の一時撤去について、

第

二十四条の規定に

三号 る者を特定社会基盤事業者として指定したので、 同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。 確保の推進に関する法律 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障 令和七年八月一日 第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げ (令和四年法律第四十 名 位. 和二十四年法律第九十九号) より、次のように告示する。 〇海上保安庁告示第十九号

令和七年八月

の

経済産業大臣

及び住所 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称

記 撤

去

年

月

令和七年三月八日

時変更

一二七—五四—五四 二六一二三一五六

事日経緯

東北

所

在

の西方約八・一キロメートル)沖縄県金武中城港(伊計島灯台

地置

称

号灯浮標 金武中城港具志川火力発電第 海上保安庁長官 瀬口 良夫

 $(\longrightarrow)$ 

都港区西新橋二丁目三番 auフィナンシャルサービス株式会社 東京

盤事業の種類 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基 位 名

所

在

東防波堤外端) 北海道山越郡長万部町

(静狩港

四二一三五一〇七

地置称

静狩港東防波堤灯台

包括信用購入あっせんの業務を行う事業

東北

令和七年三月十日

時変更

第十八条第一項

0

特定社会基盤事業者の指定をした日

○東北地方整備局告示第六十号  $(\equiv)$ 令和七年七月三十一日 記 撤 去 年 月 事日経緯

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

 $(\equiv)$   $(\equiv)$   $(\rightarrow)$ 道路の種類 令和七年八月一日 一般国道

十五号

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間

般の縦覧に供する。

東北地方整備局長

西村

拓

路線 道路の区域 名 四

区

間 後変別更 前 敷 地 0 幅 員 延 長

〇・ ・ 〇・ 九 九 大 一 九 大

五五ル

一九地割一六五番一八まで 久慈市長内町第一八地割四五番二から同市長内町第 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局三陸国道事務所 後前 一九・六九~四四二三・六九~四四 四四 ・ ナ 六 六 六 六 ル

# 〇四国地方整備局告示第四十四号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二 二項

0

その関係図面は、令和七年八月一日から一 二週間 般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

線名

用

国地方整備局長 豊 П

始 区 間 図 面 縦 覧 場 所

四百九十三号の五十五号及び から同町安田字西薬師高知県安芸郡安田町安 浜田 二七五三三字西薬5 二師番浜 七六地先まで二七五二番八四 地先 佐四 国国 所局及び同局土

供用開始の期日

令和七年八月一日

小笠原八十美

重

信

木和田勝朗

永石 甲斐

幸

(六月二十四

月

佐藤

島

正壽

俊史

高

野

武王

萩原 田澤

林

幹憲 表 民 昭

戸田

彦 昭

水野

重次

吉田

義光

一十五日)

小椋

男

石塚

森吉

護

松本

勝彦

(各通)

大山

月精

勉

和田

(以上六月二十三日)

Ш

崎

勝

(各通)

松田

大角

輝夫

小

野

光行

(各通)

(以上六月二十四日)

坂上

高倉

(各通)

橋本

幹夫

重稔 次

戸田

萩原

工藤

幸男 彦昭

工藤

(六月二十六日)

石塚

(各通)

(以上六月二十五日)

間

昇

 $\square$ 

### 自宁報告

### 自宁事頃

### 指定保安検査機関の指定に関する公示

**高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)** 第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のと おり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス 保安法施行令(平成九年政令第二十号)第十九条 第二頃第三号の規定に基づき委任された司法第七 十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示す

令和七年八月一日

中国四国産業保安監督邹艮 金子

- コ 名称 ニッキフッコー株式会社
- 2 住所 広島県呉市広白岳三丁目一番五十二号
- 3 指定する地域 鳥取県、島根県、西山県、広 島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高 知県
- 4 指定の区分 液化石油ガス保安規則第七十八 条第四頃において準用する司令第七十七条第二 項及び第四項から第七項までに規定する特定施 設の保安険査を行う者としての指定

一般高圧ガス保安規則第八十条第四項におい て準用する司令第七十九条第二頃及び第四頃か ら第七項までに規定する特定施設(同令第二条 第一項第三号に規定する特殊高圧ガスに係る特 定施設を徐く。) の保安倹査を行う者としての指

- ら 保安険査を行う事業所の名称及び所任地 ニッキフッコー株式会社 多質谷事業所 広島 県呉市広多賀谷三丁日四番十一号
- ら 指定年月日 今和七年八月一日

### 北陸地方整備局公示

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項 及び第66条の規定により高瀬ダム及び七倉ダムの 兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の 負担について協議が成立したので、河川法第17条 第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局大町 ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年8月1日

北陸地方整備局長 髙松

- 1 河川の名称 信濃川水系高瀬川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 高瀬ダム及び 七倉ダム
- 3 河川管理施設の位置

高瀬ダム

高瀬川左岸 長野県大町市大字平字高瀬入 2118番2及び同番5

右岸 同字2118番5

七食ダム

高瀬川左岸 長野県大町市大字平字高瀬入 2118番4及75同番18

右岸 同字2118番4

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 東京電力リニューアブルパワー株式会 社 代表取締役社長 永澤 昌 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

- 5 管理の内容
- (1) 本協議が成立する以前から管理を行う者が 自ら策定した管理基準に則り利水者として継 続的に実施する兼用工作物の管理業務(ただ し、河川管理者の分担する業務を除く。)
- (2) 管理を行う者が単独で所有する資産の設置 に伴う兼用工作物の改造・改修に係わる業務
- (3) 地震発生後のダム臨時点検
- 6 管理の期間 令和7年8月1日から高瀬ダム 及び七倉ダムが存続する日まで

### 四国地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、今和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令阳七年八月一日

四国地方整備局長 豊口 佳之

- 類一般国道
- 磔 名 五十五号
- 闰 占用を制限する区域

高知県安芸郡安田町安田字西薬師浜二七五二番八四地先から同町安田字西薬 **階戻し七日一番七六赵先まで** 

岡 制張の対象とする占用物件 断たに地上に設ける電圧(占用の制張の期始の期白より前に占用を 認められた電圧の更新又は後段によるものを徐く。)ただし、電圧を 地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに 用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでな

- 五 占 用 を 制 限 す る 理 由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に おける坡害の拡大を坊止するため。
- 宍 占用の制限の開始の期日 令和七年八月一日
- 猔 覧 場 环 四国地方整備局及び司局上佐国道事務所

### 最低工賃の改正決定に関する公示

茨城労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、茨城県電気機械器具製造業最低工賃(令 和4年茨城労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第 1項の規定により公示する。

令和7年8月1日

茨城労働局長 佐藤 悦子

茨城県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額 欄に掲げる金額

品目	工 程	規格	金 額
コイル (自動車用 の小型直流モー ターのフィールド コイルに限る。)	外装テープ巻(布テープを2分の1 掛けすることをいう。)	内径が41.5ミリメートル以上 49.5ミリメートル以下のもの	1個につき 12円
リード線又はシー ルド線	端子加工(リード線又はシールド線 の端子をハウジング(カプラー又は コネクター)に差し込むことをい う。)		1 ピンにつき 55銭
プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイオード等のリード線のフォーミング加工(ただし、曲げ線の長さ、角度を指定して行うものに限る。)	リード線が2本のも の	1個につき 64銭
	コンデンサー、ダイオード等のリー ド線の基板への差し込み		1 個につき 72銭

4 効力発生の日 令和7年9月1日

第1519号

·汉·

和7年8月1日 金曜日

### \_

### 法務省告示配第七十五号

を承認した。 得している者として外国法事務弁護士となる資格 フォルニア州において弁護士に相当する資格を取定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリ法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する

生年月日 午九百八十一年四月十日氏 名 安 柔美氏 名 安 柔美令和七年八月一日 法務大臣 鈴木 馨祐

### 

### 指 車 財

### 金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内 閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定によ り次のように公示する。

1. 供託者の商号 阿倍野センタービル株式会社 2. 住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目1番29 号

(登記上住所) 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 5 番36号

- 3. 代表者の氏名 岸本 孝則
- 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 5. 上記の者(登録番号近畿財務局長(金商)第 261号)の営業保証金につき金融商品取引法第 31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年 2月1日までに金融商品取引業者営業保証金規 則別紙様式第5号による申出書に権利を有する ことを証する書面を添えて近畿財務局理財部証 券監督第二課に提出されたい。
- 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。

会和7年8月1日

近畿財務局長 坂口和家男

### 金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定により次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 株式会社伯楽一顧
- 2. 住所 神戸市兵庫区御崎本町二丁目10番25号 4F

- 3. 代表者の氏名 濵仲 建一
- 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 5. 上記の者(登録番号近畿財務局長(金商)第 386号)の営業保証金につき金融商品取引法第 31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年 2月1日までに金融商品取引業者営業保証金規 則別紙様式第5号による申出書に権利を有する ことを証する書面を添えて近畿財務局理財部証 券監督第二課に提出されたい。
- 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。

令和7年8月1日

近畿財務局長 坂口和家男

### 有権者申出方

元当局所属公証人野村高弘の身元保証金還付に つき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の 日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さ い。

ます。日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じすので、その所持する一般旅券を令和七年九月三二百六十七号)第十九条第一項第二号に該当しま次に掲げる者は、旅券法(昭和二十六年法律第令和七年八月一日 外務大臣 岩屋 毅

とができません。空日から起算して三月を経過したときは、するこす。審査請求は、処分があったことを知った日のところにより、外務大田に対し審査請求ができま審査法(平成二十六年法律第六十八号)の定めるなお、この処分に不服があるときは、行政不服

できません。の日から一年を経過したときは、提起することがの日から一年を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分知った日から六箇月を経過したときは、提起するできます。取消しの訴えは、処分があったことをります。)、処分の取消しの訴えを提起することもて(訴訟において国を代表する者は法務大臣とな三十九号)の定めるところにより、国を被告としまた、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百

伸請上の住 佐賀県生 年月日 平成七年七月三十一日生一、氏 名 辻 秀佳

二、返防すべき徐券

旅券名義人 辻 秀佳発行年月日 令和七年一月二十日旅券番号 でで七七八七七七〇

三、返納すべき埋由

本九条第一項第二号に該当する。 納を命ずることができる場合となる旅券法第ものである。よって、本件は、一般旅券の返法第十三条第一項第二号に該当するに至った報があったことから、除券の交付後に、旅券七月十五日、警察庁から外務大臣にその旨通 準簡易裁判所裁判官から生居侵入、強盗事件 当該旅券名義人は、令和七年四月四日、唐

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和7年(家)第10169号

東京都千代田区外神田2丁目18番10号 申立人 株式会社かんそうしん 本籍埼玉県川越市末広町1丁目6番地

本籍埼玉県川越市末広町1丁目6番地13、最後の住所埼玉県川越市大字鯨井170番地4、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和7年1月30日、出生の場所埼玉県川越市、出生年月日昭和35年4月10日、職業不明被相続人 亡 井澤 正仁

事務所埼玉県川越市脇田町16-29 川越脇田 ビル3階 川越第一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 理純 催告期間満了日 令和8年2月13日

さいたま家庭裁判所川越支部

### 令和7年(家)第30189号

千葉県八街市八街ほ35番地29

申立人 八街市

本籍千葉市美浜区真砂 5 丁目11番、最後の住所千葉市緑区おゆみ野 2 丁目17番地 1 サニーライフおゆみ野、死亡の場所千葉市緑区、死亡年月日令和4年5月21日、出生の場所埼玉県川口市、出生年月日昭和28年9月19日、職業不詳

被相続人 亡 笹原 謙二

事務所千葉市中央区新宿2丁目7番10号エレル新宿ビル6階あらた国際法律事務所相続財産清算人 弁護士 沼倉 悠 催告期間満了日 令和8年3月9日 千葉家庭裁判所

### 令和7年(家)第30191号

千葉市美浜区高洲1丁目24番2号千葉市不動 確会館4階

申立人 内山 龍治

本籍千葉県千葉市緑区越智町770番地104、最後の住所千葉市緑区越智町770番地104鈴木貞方、死亡の場所千葉県千葉市緑区、死亡年月日令和7年4月19日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和30年11月25日、職業無職被相続人 亡 鈴木 信也

事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉6階 すみれ総合法律事務所相続財産清算人 弁護士 井野 明梨 催告期間満了日 令和8年3月9日

千葉家庭裁判所

### 令和7年(家)第286号

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 本籍千葉県館山市竹原986番地、最後の住所 千葉県館山市竹原986番地、死亡の場所千葉 県館山市、死亡年月日令和3年1月28日、出 生の場所千葉県館山市、出生年月日大正14年 11月24日、職業無職

被相続人 亡 安西 房代

千葉県千葉市中央区中央3丁目5番7号 千 葉中央ハイツ603号 石塚法律事務所 相続財産清算人 弁護士 石塚 英一

催告期間満了日 令和8年3月4日

千葉家庭裁判所館山支部

### 令和7年(家)第30005号

大阪市中央区備後町2丁目2番1号 申立人 株式会社りそな銀行

本籍千葉県船橋市丸山1丁目54番地40、最後の住所千葉県船橋市丸山1丁目17番2号、死亡の場所千葉県鎌ケ谷市、死亡年月日令和5年11月30日、出生の場所岐阜県揖斐郡藤橋村、出生年月日昭和15年3月29日、職業不明

被相続人 亡 高橋 東

事務所千葉県船橋市印内町593-1 N S T第 2ビル7階弁護士法人戸田労務経営西船橋法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 窪田 優司 催告期間満了日 令和8年3月10日 千葉家庭裁判所市川出張所

### 令和7年(家)第30025号

東京都港区赤坂2丁目3番5号 申立人 株式会社東京スター銀行 本籍千葉県船橋市旭町1丁目10番、最後の住 所千葉県船橋市旭町1丁目10番15号、死亡の 場所神奈川県川崎市高津区、死亡年月日令和 5年11月5日、出生の場所奈良県吉野郡中荘

村、出生年月日昭和26年7月9日、職業不明 被相続人 亡 鶴谷 哲次

事務所千葉県船橋市前原西2丁目13番13号大 塚ビル5階牧野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平澤 梨奈 催告期間満了日 令和8年3月9日

千葉家庭裁判所市川出張所

### 令和7年(家)第30099号

東京都墨田区東向島2丁目36番10号 申立人 東京東信用金庫

本籍東京都世田谷区野沢2丁目75番地、最後 の住所千葉県船橋市本中山7丁目11番9号、 死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日令和 6年2月24日、出生の場所鹿児島県揖宿郡頴 娃村、出生年月日昭和21年8月23日、職業会 社役員

被相続人 亡 下川 幹男 事務所千葉県船橋市本町1丁目26番2号船橋 SFビル4階 葛南総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 越川新太郎 催告期間満了日 令和8年3月10日

千葉家庭裁判所市川出張所

### 令和7年(家)第70723号

東京都荒川区西日暮里2丁目25番1号 申立人 東京都荒川都税事務所長 本籍東京都荒川区東日暮里6丁目1620番地、 最後の住所東京都荒川区東日暮里6丁目3番 11号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日 令和3年8月6日、出生の場所東京都荒川区、 出生年月日昭和23年9月3日、職業不明 被相続人 亡 村上 光雄

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の 内パークビルディング 森・濱田松本法律事 務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 上田 雅大 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第70867号

東京都立川市栄町6丁目25番地の16 由立人 中野香代子

本籍東京都台東区東上野3丁目47番地、最後 の住所東京都杉並区清水3丁目15番20号富士 コーポ、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月 日令和7年2月15日、出生の場所東京市下谷 区、出生年月日昭和6年8月5日、職業不詳 被相続人 亡 奥野 春枝

事務所東京都文京区小石川2丁目2番13-1102号柴田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田 浩子 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第70974号

静岡県富士市石井164番地の48

申立人 細井 裕美

本籍静岡県富士市川成島1018番地4、最後の 住所東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目31番3-208 号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令 和5年2月7日、出生の場所静岡県富士市、 出生年月日昭和32年12月8日、職業不明 被相続人 亡 井出喜代美

事務所東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビルディング3階 CLS日比谷東 京法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金木 健 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第71045号

東京都荒川区荒川2丁目2番3号 申立人 荒川区長

本籍東京都荒川区町屋6丁目1630番地、最後 の住所東京都荒川区町屋6丁目24番6号、死 亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和6年 10月10日頃、出生の場所東京都荒川区、出生 年月日昭和25年9月4日、職業無職

被相続人 亡 藤浪 孝司

事務所東京都港区虎ノ門1丁目1番20号虎ノ 門実業会館9階 スカイ総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 文屋 秀俊 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第71054号

東京都新宿区高田馬場4丁目37番7号アク ティス高田馬場4丁目 204

申立人 野口紀美子他2名

本籍東京都新宿区高田馬場3丁目549番地、 最後の住所東京都新宿区高田馬場3丁目38番 3号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日 令和5年11月21日、出生の場所茨城県久慈郡 金砂鄉村、出生年月日昭和16年12月11日、職 業無職

被相続人 亡 市川 孝子

事務所東京都千代田区平河町1丁目7番20号 COI平河町ビル6階 ヴェリタス法律事務

相続財産清算人 弁護士 庸川 英史 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第71100号

東京都渋谷区道玄坂1丁目17番9号ヴェラハ イツ道玄坂407号室

申立人 上條 義宏

本籍東京都中央区日本橋茅場町1丁目18番地 1、最後の住所東京都新宿区下落合3丁目17 番20号医心館目白、死亡の場所東京都新宿区、 死亡年月日令和6年7月10日、出生の場所茨 城県水戸市、出生年月日昭和10年8月25日、 職業無職

被相続人 亡 木村美津枝

事務所東京都港区新橋1丁目18番13号杉村ビ ル7階井野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井野 直幸 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第71476号

東京都港区芝2丁目31番19号

申立人 AGビジネスサポート株式会社 本籍東京都杉並区荻窪3丁目48番、最後の住 所東京都杉並区善福寺4丁目2番11号、死亡 の場所東京都杉並区、死亡年月日令和6年2 月28日、出生の場所長野県下水内郡栄村、出 生年月日昭和27年9月11日、職業不明 被相続人 亡 島田 美彦 事務所東京都中央区銀座3丁目10番7号銀座

京屋ビル6階緑川・北代法律事務所 相続財産清算人 弁護士 北代八重子

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第7114号

川崎市幸区南加瀬5丁目38番2-613号シャ ルマン南加瀬

申立人 鈴木 恵子

本籍神奈川県川崎市川崎区渡田1丁目10番 地、最後の住所川崎市麻生区細山2丁目8番 7号、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死 亡年月日令和7年1月27日、出生の場所神奈 川県川崎市、出生年月日昭和23年2月23日、 職業無職

被相続人 亡 島田 繁男

川崎市中原区新丸子町911番地BRAVI武 蔵小杉503みずき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 若松みずき 催告期間満了日 令和8年2月18日

横浜家庭裁判所川崎支部

### 令和7年(家)第7120号

東京都目黒区中目黒1丁目10番23-504号シ ティホームズ中目黒

申立人 都並 清史

本籍東京都狛江市猪方1丁目690番地、最後 の住所川崎市高津区下作延4丁目26番43-208号セトル溝ノ口、死亡の場所東京都狛江 市、死亡年月日令和4年8月1日、出生の場 所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年3月29 日、職業無職

被相続人 亡 渡會 裕

東京都港区高輪4-8-11 高輪マンション 207号室高輪総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 浩子 催告期間満了日 令和8年2月25日

横浜家庭裁判所川崎支部

### 令和7年(家)第7146号

川崎市麻生区上麻生6丁目36番22号

申立人 鈴木富美子

本籍神奈川県川崎市麻生区上麻生6丁目399 番地、最後の住所川崎市麻生区上麻生6丁目 36番22号、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、 死亡年月日令和5年12月17日、出生の場所神 奈川県川崎市、出生年月日昭和26年11月19日、 職業不動産貸付業

被相続人 亡 鈴木 公子

川崎市川崎区駅前本町11番地1パシフィック マークス川崎ビル8階 川崎パシフィック法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 齋藤 毅 催告期間満了日 令和8年2月25日

横浜家庭裁判所川崎支部

### 令和7年(家)第3142号

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 申立人 厚木市

本籍神奈川県厚木市金田446番地13、最後の住所神奈川県厚木市金田446番地13、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日推定令和6年9月10日、出生の場所神奈川県高座郡海老名町、出生年月日昭和43年9月11日、職業不詳

被相続人 亡 白取 聡 事務所神奈川県厚木市中町3丁目1番2号Y Dビル3階 進藤・田村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田村 圭 催告期間満了日 令和8年2月20日

横浜家庭裁判所小田原支部

### 令和7年(家)第3152号

神奈川県茅ヶ崎市中海岸3丁目7番14号 申立人 北脇 晶子

本籍神奈川県足柄下郡湯河原町宮上506番地、 最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 504番地の1、死亡の場所神奈川県足柄下郡 湯河原町、死亡年月日令和6年9月21日、出 生の場所神奈川県足柄下郡湯河原町、出生年 月日昭和31年11月9日、職業会社役員

被相続人 亡 岩本 寿一

事務所神奈川県小田原市本町1丁目5番25号 中野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中野智一朗 催告期間満了日 令和8年2月25日

横浜家庭裁判所小田原支部

### 令和7年(家)第7076号

東京都町田市上小山田町2656番地8 申立人 川村 裕子

本籍神奈川県相模原市中央区星が丘2丁目5156番地3、最後の住所神奈川県相模原市中央区星が丘2丁目2番11号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和35年9月28日、職業無職

被相続人 亡 遠藤 正純

神奈川県相模原市中央区相模原3丁目8番26 号サンライズビル4階弁護士法人まちだ・さ がみ総合法律事務所相模原支所

相続財産清算人 弁護士 中野 直樹 催告期間満了日 令和8年2月19日 横浜家庭裁判所相模原支部

### 令和7年(家)第2067号

新潟県三条市曲渕1丁目4番7号 申立人 佐藤 章子

本籍新潟県三条市西大崎 3 丁目1382番地、最後の住所新潟県三条市島川原654番地 6、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和 6 年12月15日、出生の場所新潟県南蒲原郡大崎村、出生年月日昭和28年7月29日、職業無職被相続人 亡 山口 富正事務所新潟県三条市興野1丁目15番10号中央ビル2階中澤泰二郎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中澤泰二郎

催告期間満了日 令和8年3月9日

新潟家庭裁判所三条支部

### 令和7年(家)第4033号

新潟県上越市安江1丁目2番23号 申立人 江口 尚也

本籍新潟県上越市中門前3丁目3番、最後の住所新潟県上越市大字上真砂219番地特別養護老人ホームいなほ園、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日令和7年5月19日、出生の場所新潟県高田市、出生年月日昭和23年11月23日、職業不詳

被相続人 亡 猪俣 忠一 新潟県上越市春日山町3丁目1番25号エクセ ランコート春日山弐番館1階

相続財産清算人 弁護士 樽澤 広和 催告期間満了日 令和8年2月27日

新潟家庭裁判所高田支部

### 令和7年(家)第40178号

北海道北広島市大曲411番地1 申立人 北口 政敏

本籍北海道札幌市南区川沿12条3丁目1番、最後の住所札幌市厚別区厚別町山本750番地6特別養護老人ホーム厚別栄和荘、死亡の場所北海道札幌市厚別区、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所北海道苫前郡羽幌町、出生年月日昭和7年11月13日、職業無職被相続人亡長尾 幸札幌市中央区南1条西11丁目327番地8 R I C H南1条ビル6階竹村法律事務所相続財産清算人 弁護士 後藤田 環

催告期間満了日 令和8年3月10日

札幌家庭裁判所

### 令和7年(家)第609号

横浜市戸塚区平戸3丁目42番3-505号 申立人 國本 孝

本籍北海道北斗市市渡480番地、最後の住所 北海道北斗市本郷2丁目7番1-104号、死 亡の場所北海道亀田郡七飯町、死亡年月日令 和6年6月12日、出生の場所北海道函館市、 出生年月日昭和41年1月5日、職業不明 被相続人 亡 吉田真奈美 函館市新川町21番13号 相続財産清算人 井口 直樹 催告期間満了日 令和8年2月18日

函館家庭裁判所

### 令和7年(家)第4021号

岩手県花巻市星が丘2丁目19-8 申立人 中西トモ子

本籍岩手県花巻市一日市4番、最後の住所岩 手県花巻市上小舟渡649番地14、死亡の場所 岩手県北上市、死亡年月日令和6年8月26日、 出生の場所岩手県稗貫郡花巻町、出生年月日 昭和25年12月16日、職業無職

被相続人 亡 備海 洋子 事務所岩手県北上市大通り1丁目3番27号入 山北ビル6階ヒラク総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 深瀬 墾

個統則 医預异八 开设工 休賴 聲 催告期間満了日 令和 8 年 2 月26日

盛岡家庭裁判所花巻支部

### 令和7年(家)第5015号

福井県越前市瓜生町第45号11番地 申立人 田邊 文夫

本籍福井県越前市五分市町第3号24番地、最後の住所福井県越前市東樫尾町第8号38番地メゾンいまだて、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日令和6年10月9日、出生の場所福井県今立郡味真野村、出生年月日昭和12年2月28日、職業無職

被相続人 亡 宮森**瑳**世子 福井県越前市府中2丁目2番23号 Sビル2 階中 にほんまつ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 二本松利光

催告期間満了日 令和8年2月16日

福井家庭裁判所武生支部

### 令和7年(家)第2085号

愛知県稲沢市北島町千野地11番地12

申立人 戸田 誠治

本籍愛知県一宮市音羽3丁目8番、最後の住所愛知県一宮市音羽3丁目8番11号、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和7年3月31日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和28年10月23日、職業無職

被相続人 亡 高橋 正隆

名古屋市東区東桜 1 -10-35 セントラル野 田ビル 8 階 服部豊法律事務所

相続財産清算人 服部 郁

催告期間満了日 令和8年2月10日

名古屋家庭裁判所一宮支部

### 令和7年(家)第2045号

滋賀県草津市草津3丁目13番30号

申立人 草津市長 橋川 渉

本籍大阪府大阪市都島区都島本通4丁目49番地、最後の住所滋賀県草津市若草5丁目5番地の5、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日平成8年6月1日、出生の場所滋賀県高島郡広瀬村、出生年月日昭和7年1月14日、職業不明

被相続人 亡 河原 實 滋賀県草津市大路1丁目11番8号ジュンビル 5階 さざなみ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中村 正哉 催告期間満了日 令和8年3月9日

大津家庭裁判所

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

### 令和7年(家)第1680号

東京都八王子市横川町446—8 申立人 織田恵理香

本籍東京都八王子市横川町446番地8、最後 の住所東京都八王子市横川町446番地8

不在者 織田 将史

平成3年5月11日生

届出期間満了日 令和7年9月18日

東京家庭裁判所立川支部

### 失踪宣告

### 令和6年(家)第517号

本籍神奈川県横浜市南区永田南2丁目1715番 地、最後の住所神奈川県川崎市宮前区以下不 詳

### 不在者 荻原 優

昭和37年10月6日生

令和7年7月5日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

### 令和6年(家)第383号

本籍神奈川県横浜市神奈川区菅田町407番地 1、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区菅田 町407番地1 グランシティ横濱鴨居801号 不在者 飯田 光二

昭和37年9月2日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第3014号

本籍神奈川県横浜市港北区師岡町902番地4、 最後の住所神奈川県藤沢市立石1丁目16番52 号

不在者 片岡 宏泰

昭和11年3月8日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第629号

本籍石川県加賀市新保町ル16番地、最後の住所京都市左京区一乗寺染殿町40番地地産マンション203

不在者 橘 俊昭

昭和21年8月12日生

令和7年7月1日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

### | 令和6年(家) 第71号

本籍沖縄県名護市港1丁目756番地、最後の住所沖縄県国頭郡本部町字渡久地463番地コーポまるよ203

不在者 津波 松直

昭和38年9月4日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

### 令和7年(へ)第1号

岐阜県羽島郡笠松町門間240番地の3

申立人 有限会社サトウセンイ

代表者取締役 松下 茂

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月7日 令和7年7月8日 札幌簡易裁判所

(別紙) 月 録

約束手形 1通

手形番号 AM12564

金額 185,460円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 札幌市

支払場所 北洋銀行札幌駅南口支店

振出日 令和7年1月7日

振出地 札幌市中央区北8条西18丁目1-7

振出人 株式会社ギャラリー装苑 代表取締役 岩田 和典

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 令和7年(へ)第1号

岐阜県美濃市曽代66番地

申立人 株式会社東海化成

代表者代表取締役 景山 昌治

申立人代理人弁護士 久保田 宏

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月30日 令和7年7月8日 姫路簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 2 涌

(1)手形番号 BS 59606

金額 218.541円

支払期日 令和7年3月31日

支払地 兵庫県姫路市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行姫路中央支店

振出日 令和7年1月15日

振出地 兵庫県姫路市

振出人 山陽種苗株式会社 代表取締役 古川 博之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 BS 59608

金額 318,835円

支払期日 令和7年4月30日

振出日 令和7年1月30日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第153号

茨城県石岡市高浜880番地

債務者 合同会社廣瀬商店

代表者代表社員 廣瀬 襄

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 祐川 直己
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1 時30分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

### 令和7年(フ)第1699号

横浜市中区尾上町6丁目87番1

債務者 株式会社ダイムラー・エステート 代表者仮取締役 小木 正和

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐伯 昭彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後3 時10分

横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第952号

東京都調布市西つつじケ丘4丁目27番地6-101

債務者 株式会社豊心工管

代表者代表取締役 福澤 豊

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 幸臣

- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10 睦45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 令和7年(フ)第88号

富山県南砺市福光7336番地4 債務者 株式会社インターウェブ 代表者代表取締役 北村 孝志

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斉藤 寿雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10 時40分

富山地方裁判所高岡支部

### 令和7年(フ)第99号

奈良県大和高田市大字奥田10番地1 債務者 株式会社DAIMARU 代表者代表取締役 大平 義人

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 郷原 章裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10 時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

### 令和7年(フ)第45号

島根県雲南市木次町山方1133番地50 債務者 株式会社内田

代表者代表取締役 内田 幸利

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

### נ

### 令和7年(フ)第3053号

大阪市大正区平尾5丁目3番22号 債務者 株式会社Cherish 代表者代表取締役 大村 貢司

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水戸 章博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3111号

大阪府東大阪市若江東町3丁目3番43号 債務者 ワコー株式会社

代表者代表取締役 奥野信太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大和 義章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第783号

京都市下京区松原通高倉東入杉屋町270番地 サントーア高倉804号室、商業登記簿上の本 店所在地京都市右京区西院三蔵町9番地リエ ス西院214号室

債務者 株式会社クレアトーレ 代表者代表取締役 中村 弘之

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河瀬まなむ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時15分

京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第1167号

埼玉県新座市馬場4丁目6番35—307号 債務者 株式会社日神建設工業 代表者代表取締役 髙野 貴之

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 享子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午前10時50分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ) 第1575号

愛知県春日井市六軒屋町3丁目155番地 債務者 富士商事株式会社 代表者代表取締役 竹下 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 崇央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午後2時40分

### 令和7年(フ)第607号

京都市下京区油小路通七条上ル米屋町179ノ

債務者 株式会社ミヤハラ装鞄 代表者代表取締役 宮原 忠司

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午後2時

京都地方裁判所第5民事部破産係

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第3202号

大阪市中央区平野町1-7-3吉田ビル 債務者 株式会社一企画 代表者代表取締役 中野 美夏

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 良介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午後2時20分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第33号

岩手県上閉伊郡大槌町上町86番2 債務者 株式会社安善堂 代表者代表取締役 鈴木 珠江

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 良啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午前10時

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

### 令和7年(フ)第157号

沖縄県中頭郡中城村字北上原326番地 債務者 有限会社嘉建 代表者代表取締役 比嘉 定弘

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 達彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午後1時10分

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

### 令和7年(フ)第1572号

愛知県あま市甚目寺沖田49番地3 債務者 株式会社ソノカワ塗装 代表者代表取締役 其川 幸太

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 有美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第55号

兵庫県加東市多井田247番地9 債務者 株式会社西山畳商会 代表者代表取締役 澤田 眞

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午前10時10分

神戸地方裁判所社支部

### 令和7年(フ)第3223号

大阪府交野市倉治2丁目19番8号 債務者 有限会社ヤマトネットワーク 代表者取締役 木下 佳彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鍵谷 文子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第185号

石川県野々市市御経塚4丁目88番地 債務者 株式会社C&Tモータース 代表者代表取締役 藤岡 和也

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村井 充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月29日午後2時30分

金沢地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第292号

愛知県刈谷市泉田町山畑3番地1 債務者 株式会社まいすたープレイス 代表者代表取締役 神谷 喬太

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 夛田 裕子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月11日午後1時35分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

### 令和7年(フ)第60号

愛媛県新居浜市坂井町3丁目5番60号 債務者 株式会社RAUL 代表者代表取締役 上谷真理子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丑野 雅紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月17日午前10時30分

松山地方裁判所西条支部

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(フ)第1107号

福岡市中央区大宮1丁目6番26—102号 債務者 株式会社GOLDGRATION 代表者代表取締役 古屋敷憲佑

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 船越 高寿
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午後2時

### 令和7年(フ)第334号

相模原市中央区田名4100番地8 債務者 有限会社IST 代表取締役 土屋 忠正

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八幡 康祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時45分

### 横浜地方裁判所相模原支部 令和7年(フ)第689号

福岡県福津市中央3丁目8番19号高見ビル1階2号室

債務者 新生不動産株式会社 代表者代表取締役 月本 健治

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永長寿美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(フ)第3147号

大阪府門真市速見町2番15号 債務者 大昭産業株式会社 代表者代表取締役 大本 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩見 勇志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第144号

沖縄県宜野湾市伊佐3丁目11番13号 債務者 株式会社up field 代表者代表取締役 秋丸 徳男

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午後1時10分

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

### 令和7年(フ)第1352号

福岡市西区愛宕2丁目3番2号 債務者 株式会社UPROAD DINING 代表者代表取締役 庄司 孝善

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲谷 健幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

### | 令和7年(フ)第1277号

福岡市中央区平和3丁目8番2号エスポワー ル平和303

債務者 合同会社HAPPYHILL 代表者代表社員 山田 裕介

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舛谷 隆輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月10日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(フ)第1212号

北海道石狩市花川南1条5丁目95番地 債務者 有限会社トランスポート安藤産業 代表者取締役 安藤 俊宏

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大蔵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月14日午前11時

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第407号

神戸市西区王塚台4丁目38番地303号 債務者 株式会社アンベリール 代表者代表取締役 林 永子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 昌明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午後1時35分

神戸地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第3239号

大阪市港区夕凪1丁目17番28号トキハイツタ 凪1階

債務者 タミファーマシー株式会社 代表者代表取締役 藤原 義民

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 和寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3241号

大阪市中央区平野町1丁目8番13号 債務者 株式会社アイ・エス・エイ・エム 代表者代表取締役 元木智柄子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 侑士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午後2時10分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3376号

大阪市淀川区西中島3丁目20番8号 債務者 有限会社パル・クリエイション 代表者取締役 柿内 啓吾

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河端 直
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2985号

大阪府寝屋川市河北中町36番30号 債務者 株式会社エスライン 代表者代表取締役 砂森 広樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 浩章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3222号

大阪市北区西天満3丁目2番9号 債務者 システックインターナショナル株式会 社

代表者代表取締役 瀧野 恵太

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 賀美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3323号

大阪市天王寺区四天王寺2丁目2番13号 債務者 デザインルームロコ株式会社 代表者代表取締役 前田 充

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺井 昭仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第248号

大津市石山寺 3 丁目22番11号 債務者 かねまん食品株式会社 代表者代表取締役 中西 彰仁

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 一彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午前10時

大津地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第732号

京都府宇治市伊勢田町南遊田 9 番地の19 債務者 株式会社ライド 代表者代表取締役 深瀬 達史

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中筋 斉子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午前11時45分 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ) 第219号

香川県高松市一宮町1860番地の12 債務者 株式会社ゴールド工芸製作所 代表者代表取締役 川西 修

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 元木 将道
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第454号

埼玉県越谷市大間野町2丁目11番7 債務者 有限会社ニューサンシンクリーニング 代表者代表取締役 大神 賢治

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅沼 博文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月24日午後3時30分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

### 令和7年(フ)第78号

滋賀県東近江市平田町251番地20 債務者 株式会社ティナノ 代表者代表取締役 髙橋誠一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桐山 郁雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月27日午前10時40分

大津地方裁判所彦根支部

### 令和6年(フ)第608号

兵庫県尼崎市上ノ島町2丁目16番1-101号 債務者 株式会社エステートフロンティア 代表者代表取締役 井谷 敬士

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安保 晶之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月27日午前10時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

### 令和7年(フ)第1300号

札幌市南区南31条西10丁目 1番31号 債務者 有限会社酒井ゴム印店 代表者代表取締役 阿部 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 一嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月28日午後1時30分

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1273号

名古屋市千種区星が丘山手911番地 サンホ シガオカ4F

債務者 株式会社 I N N O V I C E 代表者代表取締役 中原 康剛

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堤 こずゑ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第1430号

横浜市中区本牧三之谷16-29-204 債務者 familia株式会社 代表者代表取締役 前田 亜耶

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長瀬 陽朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午前11時40分

横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第236号

香川県高松市鍛冶屋町7番地1乃一ビル4階 債務者 株式会社グランキ 代表者代表取締役 安河内 誠

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前9時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村聡一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月31日午後3時

高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第1561号

名古屋市西区木前町 5 番地 債務者 株式会社竹野入工業 代表者代表取締役 竹野入秀男

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山﨑 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月12日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第1742号

愛知県大府市桜木町3丁目50番地 債務者 大東興産株式会社 代表者代表取締役 坂野 俊直

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古澤 仁之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月19日午前11時

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第341号

愛知県豊田市沢田町孫右洞437番地1 債務者 株式会社サクセス 代表者代表取締役 北岸 孝英

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐橋 夕香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

### 破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第4638号

東京都江東区大島9丁目7-9-810 債務者 小池さゆり

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 貴士
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4755号

東京都台東区日本堤1丁目2-11 ニューホテル第一

債務者 渡邊 武志

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 棚橋 桂介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4757号

東京都江戸川区西葛西6丁目22-15-203 債務者 宮澤 武行

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 碓氷 正志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4760号

東京都葛飾区高砂4丁目6-9 債務者 佐伯友里恵

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺岡 俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4762号

東京都練馬区富士見台2丁目10-2-101 債務者 齊藤 優

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 臺 庸子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4765号

東京都足立区大谷田 2 丁目 6 -12 リバーハイツカネコ 3 -105

債務者 近藤 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井多恵子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4771号

東京都中央区新川1丁目30-7-601 債務者 福田 滋

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 拡時
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4775号

東京都練馬区田柄 4 丁目14-3-403 債務者 中野 隆行

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田邉 愛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4806号

東京都板橋区前野町4丁目25-2-107 債務者 土田 一弘

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 愛美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### | 令和7年(フ)第4807号

東京都江戸川区松島1丁目13-6 倩務者 佃 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 宏樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4857号

東京都渋谷区神山町34-1-206 債務者 明石 恭幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 数井英一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
- 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4879号

東京都江戸川区平井1丁目17-22-202 債務者 新田 祥基

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末永 智子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4898号

東京都台東区東上野3丁目33-1-401 債務者 小嶋美智子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 利久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 3 破産管財人 弁護士 冨樫 剛

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4907号

東京都荒川区東日暮里1丁目37-11-604 債務者 ウィルソン朋子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松原 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4924号

東京都練馬区向山4丁目6-7-103 債務者 高田 裕明

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 基記
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4936号

東京都杉並区南荻窪4丁目16-3-202 債務者 石川 映子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 照井 国興
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4942号

東京都世田谷区上馬4丁目1-4-1501 債務者 長野 英介

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4962号

東京都港区高輪1丁目15-3-219 **債務者** 黒田 梓

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破產管財人 弁護士 竹腰 幸綱
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4726号

東京都台東区寿1丁目12-8-805 クリオ 浅草参番館

債務者 長谷川渫子

18日午後2時

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石島 正道
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4761号

東京都江戸川区一之江1丁目6-23-207 債務者 鶴巻 菜月

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石黒 安規
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4763号

東京都杉並区和田3丁目31-12-205 債務者 池田 安莉

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉置 大悟
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4764号

東京都日野市新井3丁目8-3-203 債務者 岡﨑まりか (旧姓官野座)

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀岡 雄一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4803号

東京都練馬区旭町3丁目27-10-103 債務者 鈴木 正則

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口奈津子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ) 第4811号

東京都練馬区練馬1丁目16-14-202 債務者 山下 友香

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間敦子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4825号

東京都足立区東保木間1丁目5-6-106 債務者 柳原 勝敏

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木嶋 純子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4827号

東京都豊島区西池袋3丁目17-12-101 債務者 中野 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井倉 浩文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4833号

東京都北区赤羽西4丁目48-10-302 債務者 菅野 哲司

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金澤 嘉明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4846号

東京都福生市大字福生921 第2市営 4一

債務者 今川 悦子(旧姓鵜沼)

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 新造
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 3 破産管財人 弁護士 千葉 宥太

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで | 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4847号

東京都豊島区巣鴨4丁目16-4-204 債務者 時田 万智

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾我 裕介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4851号

東京都北区浮間2丁目2-7-304 債務者 小林 小虎

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本間 紀子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4852号

東京都江戸川区春江町2丁目6-2 リバー サイドM301

債務者 小山 真美

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 雄輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
- 19日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4853号

東京都葛飾区新小岩4丁目43-6-205 債務者 八木澤一聡

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 合和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4854号

東京都江戸川区松島1丁目4-9 ウエスト コートB

債務者 安彦恵梨奈 (旧姓中島)

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 公悟
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4855号

東京都板橋区四葉2丁目11-1 第三多奈ハ イツ202

債務者 落合 秀人

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 晃一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4856号

東京都葛飾区南水元4丁目18-20-202 債務者 新堂 裕弥

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土肥
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ) 第4859号

東京都府中市白糸台3丁目22-19-402 債務者 山口 貴官

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永野 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4862号

東京都港区高輪2丁目16-25-803 倩務者 福山 美貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新城早智子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4864号

東京都練馬区東大泉3丁目59-2-607 債務者 菅原 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平村樹志雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4878号

東京都大田区北馬込2丁目34-16-201 債務者 小鳥 芳郁

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4895号

東京都中野区中央5丁目47-1 2 F 債務者 鈴木 秀治

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊東 正明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4896号

東京都新宿区西新宿5丁目12-1-201 債務者 服部 真弥

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪内奈央子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4901号

東京都台東区千束4丁目39-2-801 倩務者 松原 詩歩

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梶田 潤
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4902号

東京都練馬区関町北1丁目23-4-302 債務者 富井 健人

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保 達
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4903号

東京都足立区東和1丁目22-14-304 債務者 三田 貴大

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 俵 公二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4904号

東京都足立区東和1丁目22-14-304 債務者 三田亜彩美(旧姓今泉)

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 俵 公二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4905号

東京都世田谷区北沢4丁目27-19-202 債務者 奥野 智人

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎 文裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4906号

東京都足立区島根1丁目6-11-102 債務者 立﨑 宏樹

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥野伸二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4909号

東京都大田区蒲田1丁目18-4-202 倩務者 半田 力男

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長澤 孝志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第71号

新潟県新発田市中央町2丁目4番23号 債務者 佐藤雄一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 三厳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所新発田支部

### 令和7年(フ)第329号

兵庫県姫路市白浜町乙498番地 債務者 澤田 篤

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉原美由希
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10 時10分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 神戸地方裁判所姫路支部

### 令和7年(フ)第46号

島根県出雲市稗原町3341番地 債務者 内田 幸利

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 松江地方裁判所出雲支部

### 令和7年(フ)第46号

山口県大島郡周防大島町大字志佐356番地 債務者 長谷 成治

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山近 繁之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 山口地方裁判所岩国支部

### 令和7年(フ)第877号

千葉市美浜区高浜1丁目15番1棟206号 債務者 丸茂 勝

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 類
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 2

### 令和7年(フ) 第1045号

千葉県浦安市当代島2丁目3番24-204号 アイム浦安

債務者 関口真由美

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒坂あやの
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第660号

千葉市若葉区都賀2丁目24番14号 ファーストレジデンス・大宝ビル305号

債務者 梅野めぐみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 直
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第1056号

千葉県浦安市富士見5丁目13番31-105号 Malie

債務者 西野 洋人

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古谷 徹
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第1110号

千葉県八千代市勝田台7丁目24番地9 コーポ素101号

### 債務者 輿水 文男

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 千尋
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### | 令和7年(フ) 第208号

千葉県成田市三里塚262番地17 (Le Ci el 202号室)

債務者 後村 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 拓也
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

### 令和7年(フ)第397号

大阪府東大阪市花園西町2丁目1番7号 債務者 高野奈津美こと 高野奈津美

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝日 俊雅
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第3313号

大阪府東大阪市近江堂3丁目5番18号 債務者 ヒロヤスこと広安隆司こと 安 隆 司

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上奈緒子
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

### 令和7年(フ)第799号

札幌市白石区中央1条6丁目7番12号 エヌアイマンション403号

債務者 細谷栄美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1014号

札幌市西区二十四軒1条4丁目2番40-403 号

債務者 吉田 雄三

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1084号

札幌市中央区北9条西19丁目35番地56 パークサイトハウス402号

債務者 鈴木 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1097号

札幌市白石区北郷3条14丁目2番33号 債務者 須藤 直喜

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1131号

札幌市中央区北1条東8丁目1番地39 すず らん224号

債務者 髙木 優希

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1142号

北海道恵庭市泉町101番地1 (アリエッタ 302号)

債務者 江刺家多美(旧姓小林・竹内)

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1185号

札幌市北区新琴似5条5丁目5番1-101号 債務者 加我 夏美(旧姓津島)

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1216号

札幌市東区北13条東14丁目 3 番15—301号 債務者 中村 亘

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1222号

札幌市東区北24条東13丁目1番12号 向井マンション2号

債務者 二宮 紀人

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第1275号

札幌市厚別区もみじ台南2丁目4番20-204

債務者 白鳥 尚明

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第38号

釧路市昭和北3丁目2番18号 債務者 鈴木ひより

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 釧路地方裁判所民事部

### | 令和7年(フ) 第142号

釧路市春採4丁目11番323号 債務者 小山ひろみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 釧路地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第99号

福島県いわき市錦町作鞍53番地の4 債務者 佐藤 祐一

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所いわき支部

### 令和7年(フ)第106号

福島県双葉郡広野町下浅見川字松下4 ディアコート広野 I 206、住民票上の住所福島県いわき市常磐下湯長谷町3丁目65番地 県営住宅1-22

債務者 武藤 亜美

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所いわき支部

### | 令和7年(フ) 第1171号

神奈川県平塚市高浜台29番3-402号 パークサイド平塚

債務者 伊藤 珠理

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第1187号

埼玉県川口市大字大竹134番地の 1 F I E L D 1 104号

債務者 今井 貴啓

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第247号

埼玉県深谷市桜ケ丘152番地2 関口アパート

債務者 吉田 貴行

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

### 令和7年(フ)第11号

千葉県鴨川市太海96番地 債務者 川上 重行

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係

### 令和7年(フ)第16号

千葉県館山市大賀847番地の1 メゾン根田第一202号室

債務者 池谷 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係

### 令和7年(フ)第1242号

横浜市緑区長津田町5771番地 2 辻レジデン ス107号

債務者 前鼻 雅裕

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1274号

横浜市保土ケ谷区峰岡町2丁目157番地3 フジハイツ201号

債務者 佐藤あゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1450号

横浜市青葉区市ケ尾町1057番地17 メモリー 市ケ尾101

債務者 塩野 美羽

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1482号

神奈川県綾瀬市大上5丁目7番1号 フロー ラ33 301

債務者 高田 智江

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1512号

横浜市金沢区六浦5丁目11番26-102号 債務者 長谷川 論

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1519号

横浜市鶴見区駒岡2丁目14番12号 マサナサ イド2 201号室

債務者 吉村 まみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1528号

横浜市神奈川区羽沢町1695番地20 ラックス アパートメント羽沢パート 2 204号 債務者 脇坂みちる

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1652号

横浜市神奈川区菅田町488番地 西菅田団地 2 街区 5 号棟101号室

債務者 宮山 晃

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1656号

横浜市南区清水ケ丘23番地19 ハイムBRI DGE1階A号室

債務者 藤井 妙子

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1777号

神奈川県茅ヶ崎市高田3丁目11番29号 コンフォール湘南203

債務者 神田 夏美

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第775号

京都市上京区今出川通小川東入南兼康町341番地2 デ・リード御所西 804

- 債務者 西岡 幸音 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第778号

京都市中京区壬生森前町16番地5 ロフティ西院 212

債務者 佐藤 香菜

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第787号

京都府京田辺市大住仲ノ谷14番地 1 洛南寮 債務者 竹中 恭子

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第802号

京都市南区久世大築町203番地 市営住宅 5 棟 A — 302号

債務者 田中くるみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第852号

京都市伏見区淀新町150番地18 債務者 中田 明美

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第448号

堺市北区新金岡町2丁3番32—208号、前住所堺市堺区南花田口町1丁3番6号(前々住所堺市堺区旭通3番2号)

債務者 今田 和子

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

### 令和7年(フ)第573号

大阪府松原市天美南2丁目124番地の19、前住所大阪市浪速区大国3丁目4番21号 エルフェプラザ 3B号

債務者 橋本 潤也(旧姓濱本)

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

### 令和7年(フ)第593号

堺市北区長曽根町3036番地14 グレースコート501号室

債務者 高野智奈美

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

### 令和7年(フ)第174号

奈良県宇陀市大宇陀大東11番地の2、前住所 奈良県桜井市大字金屋13番地の1 105号室 債務者 新 佑一朗

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係

### 令和7年(フ)第181号

奈良県橿原市四条町34番地の9 B-15 債務者 岸田知英子

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係

### 令和7年(フ)第105号

北海道帯広市西13条南14丁目 1 番地35 グランディール13・2 ー F 号室

債務者 村瀬喜美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係

### 令和7年(フ)第168号

山梨県笛吹市春日居町鎮目1563番地 フレン ドハウスA棟

債務者 岡部 優子

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(フ)第70号

香川県善通寺市生野町1691-2 ピュアハイ ツ生野303号室、住民票上の住所愛媛県松山 市下難波甲663番地

債務者 田中 孝一

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 高松地方裁判所丸亀支部

### 令和7年(フ)第179号

沖縄県那覇市字安謝664番地50 安謝第一市 営住宅1009

債務者 粟國 正恒

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

### 令和7年(フ)第191号

沖縄県浦添市屋富祖 2 丁目 9 番 5 -201号 サンライズみやぎ

債務者 荻野 尚乃

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

### 令和7年(フ)第198号

沖縄県浦添市字沢岻1030番地1 サンハイツ 沢岻 103号室

債務者 照喜名哲治

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

### 令和7年(フ)第235号

沖縄県浦添市字大平388番地 2 サザンパレ ス浦添リヴィエール 201号 債務者 伊波あゆみ

1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

### 令和7年(フ)第243号

沖縄県那覇市字宇栄原458番地1 A・Co reビル601

信務者 伊藤 伶王

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

### 令和7年(フ)第249号

沖縄県浦添市大平1丁目16番10-405号 - 鳩マンション

債務者 瀬底 晴美(旧姓國澤)

- 1 决定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

### 破産手続終結

### 令和6年(フ)第325号

千葉市若葉区若松町443番地39 破産者 株式会社タジマ

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和6年(フ)第1003号

千葉市中央区生実町1840番地 破産者 高橋 敦

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和6年(フ)第2940号

名古屋市南区南野2丁目348番地 破産者 株式会社タテオカ

- 1 決定年月日 令和7年7月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(フ)第217号

三重県亀山市川合町447番地9 破産者 財部 理恵(旧姓友井)

- 1 決定年月日 令和7年7月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

津地方裁判所破産係

### 令和3年(フ)第4631号

東京都世田谷区経堂4丁目17番20号 破産者 タストン・リサイクル株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

### 令和6年(フ)第1493号

京都市南区吉祥院西ノ茶屋町46番地4 破産者 コーヨーテクノス株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和6年(フ)第70号

香川県綾歌郡宇多津町2628番地892サンハイツ宇多津806

破産者 株式会社東亜梱包

- 1 決定年月日 令和7年7月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

高松地方裁判所丸亀支部

### 破産債権の届出期間及び一般 調査期日

### 令和6年(フ)第1483号

福岡県大野城市仲畑 3 丁目 1 番 5 -702号 リバーサイド仲畑

破産者 霧島 隆治

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月30日午前10時 令和7年7月23日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和6年(フ)第136号

山口市駅通り1丁目3番17-1103号、前住所 長崎県西彼杵郡長与町高田郷3804番地4 森 塚第16マンション502号

破産者 松島 浩平

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 2 一般調査期日 令和 7 年10月24日午後 1 時30 分

令和7年7月23日

山口地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(フ)第19号

神戸市兵庫区浜山通3丁目4番1号 浜山第 一文化5 — 1

破産者 菱川 実

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 2 一般調查期日 令和 7 年10月21日午後 1 時30 分

令和7年7月23日

神戸地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第66号

岡山県井原市井原町1402番地2 井原団地 1-104

破産者 藤井 昌恵

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調査期日 令和 7 年10月 9 日午前10時30 分

令和7年7月24日

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和6年(フ)第562号

愛知県豊田市桝塚西町北小畔11番地 サンビレッジ上郷B-101号、開始決定時の住所愛知県豊田市渡刈町下大新田32番地15

破産者 新井春男こと PARK JUKCH UN 朴 竹春

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月28日午後2時45 分

令和7年7月24日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

### 令和6年(フ)第1494号

京都府向日市寺戸町東野辺1-4、破産手続 開始決定時の住所京都府向日市寺戸町東野辺 1番地の39

破産者 山内 宏文

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 2 一般調查期日 令和 7 年10月29日午前11時15 分

令和7年7月24日

京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第50号

京都府八幡市八幡神原78番地 ココプラザ神原103、前住所京都府久世郡久御山町島田ミスノ3番地1 アーチスト島田207号

- 破産者 田中精工こと 田中 利成
- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
   2 一般調査期日 令和7年10月22日午前11時15分

令和7年7月24日

京都地方裁判所第5民事部破産係

### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

### 令和7年(フ)第247号

千葉県浦安市富士見3丁目10番17-301号 Aフラット浦安

破産者 滝口 香織

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年7月23日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第607号

千葉市若葉区桜木8丁目14番8号 グランド ハイツⅡ1-E号

破産者 竹内 慶胤

異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月23日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第677号

千葉県船橋市東中山2丁目3番59-202号 破産者 老沼 幸弘

異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月23日

千葉地方裁判所民事第4部破產再生係

令和7年(フ)第122号

千葉県佐倉市井野1109番地55、前住所東京都 目黒区大橋1丁目6番16-201号 メゾン・ ド・サリアン

破産者 畠山 隼輔

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年7月18日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第563号

札幌市東区東苗穂10条3丁目16番6-103号 破産者 椙弘 奈緒

異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第716号

千葉県市原市辰巳台東3丁目4番地 グリーンフェローズ古河寮107号

破産者 丸 政博

異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第4360号

大阪府高槻市芝生町1丁目48番9号 破産者 福田 良行

異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日

大阪地方裁判所第6民事部

| 令和6年(フ) 第4505号

大阪府寝屋川市御幸西町8番8-303号 破産者 大山 真弓

異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第644号

千葉市稲毛区穴川4丁目13番24号 Apar tment Sanji 206号

破産者 管野 佑南

異議申述期間 令和7年9月18日まで 令和7年7月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第440号

大津市馬場2丁目10番21号

破産者 株式会社キンキホーム

異議申述期間 令和7年9月24日まで

令和7年7月24日 大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第441号

大津市一里山2丁目18番13号

破産者 株式会社キンキホーム建物管理

異議申述期間 令和7年9月24日まで

令和7年7月24日 大津地方裁判所民事部

### 小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第14号

栃木県宇都宮市簗瀬町868番地3 メゾンミ リエーム206号

再生債務者 大塚たつえ (旧姓佐藤)

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年7月23日

宇都宮地方裁判所第1民事部

### 給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第2号

千葉県八街市文違290番地86 再生債務者 尾付野大作

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令 和7年9月4日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

### 令和7年(再口)第10001号

長崎県長崎市かき道5丁目3番10-1001号 再生債務者 白濱 降次

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令 和7年9月18日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

### 令和7年(再口)第10028号

東京都杉並区宮前 2 -10-42 宮前ヴィレッジB 104

再生債務者 張江 充

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令 和7年9月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(再口)第6号

京都市右京区梅津上田町32番地1 ソレイユ MHN 605

再生債務者 西尾 直記

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令 和7年9月8日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

### 令和7年(再口)第11号

大阪府豊中市刀根山4丁目6番28号 再生債務者 髙原美佐緒

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令 和7年9月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

### 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第3号

滋賀県草津市追分3丁目2番31号 再生債務者 山本 裕馬

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 9日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和7年8月21日まで 令和7年7月24日

大津地方裁判所民事部再生係

### 給与所得者等再生による再生 計画認可

### 令和7年(再口)第2号

福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘2丁目25番11号 エンプレス野中B204号(前住所)福岡市東 区雁の巣2-42-9

再生債務者 武田 正巳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月22日

福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再口)第1号

大分県佐伯市7381番地 ラ・パルムドールⅡ 104

再生債務者 長尾 京祐

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月24日 大分地方裁判所佐伯支部

### 会社その他の公告

### 合併公告

この台併に対し異議のある債権者は、本公告掲継して存続し、乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (⊞) https://nittobo-allied-service.com/
- (乙) 掲載 戸報

掲載の日付(令和七年六月二十五日)、お前(

令和七年八月一日

福島県福島市郷野目字東一番地

代表取締役 中村 年秀(甲)日東紡アライドサービス株式会社

東京都千代田区麹町二丁目四番地一

代表取締役・中村・年秀(乙)日東紡エコロジー株式会社

### 合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 $\widehat{Z}$ 

掲載 官報

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (里) https://www.house-leave.com 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://www.housepayment.co.jp/

令和七年八月一日 東京都港区港南二丁目一六番一号

(甲) ハウスリーブ株式会社

代表取締役 布施

智博

東京都港区港南二丁目一六番一号 代表取締役 髙栖 和成(乙) ハウスペイメント株式会社

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載頁 掲載紙 掲載の日付 令和七年六月二十七日 日刊工業新聞

十頁

官

 $\mathbb{Z}$ 掲載紙 掲載の日付 令和七年六月三十日 掲載頁 日刊工業新聞 四頁

令和七年八月一日 東京都港区芝三丁目三三番一号 (甲) 三井住友トラスト・カード株式会社

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号トリト ンスクエアX棟 代表取締役 大石 道弘

(乙) 三井住友トラストクラブ株式会社 代表取締役 五十嵐幸司

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 したので公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

承継して存続し、乙丙は解散することにいたしま

左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を

更

掲載頁 六十三頁 (号外第一三〇号) 掲載の日付 令和七年六月十二日

掲載 官報 掲載頁 四十八頁 (号外第一三〇号) 掲載の日付 令和七年六月十二日

掲載頁 五十九頁 (号外第一三〇号) 掲載の日付 令和七年六月十二日

丙

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(甲) 株式会社D2C

代表取締役 髙田 了

東京都港区東新橋一丁目九番一号 (乙) 株式会社D2CR

代表取締役 豊永 雅史

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(丙) 株式会社D2C 代表取締役 山口 浩健 Ι D

### 合併公告

項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決 継して存続し乙は解散することにいたしました。 会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一 効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載紙 官報

令和七年八月一日 掲載頁 四十一頁 (号外第二九七号) 掲載の日付 令和六年十二月二十日

東京都新宿区市谷本村町二番一二号 (甲) 昭和パックス株式会社

パックス株式会社内東京都新宿区市谷本村町二番一二号昭和 代表取締役 小野寺香一

代表取締役

福田

陽一

(乙) 昭友商事株式会社

継して存続し乙は解散することにいたしました。 基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定し 了しております。乙は会社法第七八四条第一項に 主総会の承認決議は、令和七年六月二十七日に終 ております 効力発生日は令和八年一月一日であり、甲の株 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年八月一日

代表取締役 小野寺香一

島根県出雲市斐川町富村一三三七番地一

### 合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年八月一日

東京都千代田区丸ノ内二丁目二番一号 (甲) ななつぼし監査法人

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番八号 代表社員 米永 隆司

代表社員 伊藤 玲男 (乙) 監査法人奏令

### 合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し、乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月一日

掲載頁

十二頁

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月一日 掲載頁 十二頁

令和七年八月一日

東京都千代田区有楽町一丁目

継して存続し、乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 合併公告

大分県佐伯市東浜一番六号

代表取締役

八表取締役 内田 陽介(乙)豊國工業株式会社

(甲) 興人ライフサイエンス株式会社

定しております。
項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決

会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一

効力発生日は令和七年九月十一日であり、甲は

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額

また、甲は乙の全株式を所有していますので、

東京都新宿区市谷本村町二番一二号 (甲) 昭和パックス株式会社

代表取締役 古田 修一

### 甲 掲載紙 掲載の日付 令和七年七月十一掲載紙 静岡新聞

掲載頁

九頁

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\mathbb{Z}$ 掲載の日付 令和七年四月十日掲載紙 官報 掲載頁 二〇二頁 (号外第八十一号) 官報

令和七年八月一日 静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号 (甲) 株式会社鈴木楽器製作所 代表取締役 鈴木 禮子

合併公告 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり (乙) 株式会社ハモンド・スズキ 代表取締役

(甲) https://www.gas-energy.co.jp/

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 令和七年八月

(甲)静岡ガスエネルギー株式会社静岡県静岡市駿河区池田五○番地の五

静岡県牧之原市大沢一六一九番地一 代表取締役 伊藤 晴生

取締役 伊藤 晴生(乙) 有限会社オイガックス 晴生

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

本金の額の増加はいたしません。 すので、この合併による甲の新株式の発行及び資おります。また、甲は乙の全株式を所有していま 第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基効力発生日は令和七年十月一日で、甲は会社法 継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定して この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 $\mathbb{Z}$ 

金融商品取引法による有価証券報告書提出

 $\mathbb{Z}$ 和七年八月一日 掲載 掲載頁 五十六頁 (号外第一六三号) 掲載の日付 令和七年七月十六日

愛知県小牧市東三丁目一番地

住友理工株式会社

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番一代表取締役 清水 和志 (乙) 住理工商事株式会社 代表取締役 日比野 学

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。

 $\mathbb{Z}$ 甲 掲載紙 掲載の日付 令和七年七月十一日 中部経済新聞

令和七年八月一日 株式会社ネイブレイン

(乙)株式会社トチスマコーポレーション愛知県岡崎市戸崎町字越舞二八番五 代表取締役 木原 陽一

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

27

です。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十二月十一日 七十七頁(号外第二八七号)

令和七年八月一日 掲載の日付 令和六年十二月二十三日掲載紙 官報 掲載頁 五十四頁 (号外第二九八号)

大阪府吹田市江の木町二五番五号 京都府城陽市久世北垣内一九番地一 (乙) ワイケイエス株式会社 代表取締役 村田 2表取締役 村田 直哉(甲) 株式会社ナクアス

株主総会の承認決議は令和七年七月十七日に終了 しております。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承合併公告 なお、甲は令和七年十月一日付で商号をNEX 効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の window株式会社に変更する予定で

U S す。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載 掲載の日付

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 官報 (号外第一四八号) 掲載の日付 令和七年六月三十日 令和七年六月三十日

令和七年八月一日 京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地(甲)京都三協サッシ株式会社京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地京都市伏見区横大路下三栖宮ノ

掲載頁 一九四頁 (号外第一四八号)

代表取締役 (乙) 上原硝子株式会社 八尾

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日です。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

便 掲載頁 六十一頁(号外第一〇三号)掲載の日付 令和七年五月九日掲載 官報

 $\mathbb{Z}$ 掲載 官報 掲載の日付 令和七年五月九 日

令和七年八月一日 掲載頁 五十八頁 (号外第一〇三号)

大阪市淀川区十三東一丁目一一番二八号 (甲) 光食品工業株式会社 代表取締役 山口 鎮雄

大阪市淀川区十三東一丁目一一番二八号 代表取締役 (乙) 株式会社ヒラヤマ 山口 鎮雄

合併公告

代表取締役 村岡信太郎

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 産業経済新聞

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

 $\mathbb{Z}$ 掲載 官報

大阪府東大阪市本庄西二丁目六番五号

代表取締役 代表取締役 鮎澤 佳宏(乙)株式会社澤永商店

合の主たる事務所に備え置いてあります。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 いたします この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 以上、中小企業等協同組合法の規定により公告 なお、甲及び乙の直近の貸借対照表は、当該組 左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承

表の開示状況は、次のとおりです。

なお、左記会社の最終事業年度に係る貸借対照

(甲)金融商品取引法に基づく有価証券報告書提

代表里事 械 富晴和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地 和歌山県紀の川市粉河一五三〇番地令和七年八月一日 (甲) 伊那酒販協同組合

掲載頁 十八頁 掲載の日付 令和七年七月十六日

令和七年八月一日 掲載页 二三七頁(号外第一六九号)掲載の日付 令和七年七月二十四日

福岡市南区大楠三丁目一一番三〇号 代表取締役 (甲) 大西機工株式会社 渕上 正秀

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 り、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの 乙は同法第七九六条第一項の略式分割の規定によ 社法第七八四条第二項の簡易分割の規定により、 収分割を行うことを決定しております。 この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会

吸

(N) https://east-japan.kurita.co.jp/ 出済

令和七年八月一日 東京都中野区中野四丁目一〇番一号

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 代表執行役社長 (甲) 栗田工業株式会社 江尻 裕彦

代表取締役社長 (乙) クリタ東日本株式会社 井上 真

吸収分割公告

とにいたしました。 関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるこ ン総本店運営事業及びセントラルキッチン事業に 左記会社は吸収分割して甲は乙の弟子屈ラーメ

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 確定した最終事業年度はありません。

掲載紙 官報

令和七年八月一日 掲載頁 六十五頁(号外第一四一号) 掲載の日付 令和七年六月二十四日

北海道川上郡弟子屈町摩周一丁目一番一八号 (甲) 株式会社エスケーワイ 代表取締役 菅原 憲一

札幌市中央区南一条西七丁目二〇番地一札幌

スカイビル三F

| | | |室

(乙) 株式会社エフビーエス 代表取締役 菅原 憲一

に承継させ、乙はこれを承継することにいたしま における水処理事業に関して有する権利義務を乙 左記会社は吸収分割して、甲は自らの東北地方

### 吸収分割公告

### 吸収分割公告

務を承継し、乙はそれを承継させることにいたし れに関連する一切の事業を含む)に関する権利義 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館事業(こ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません 掲載紙 掲載の日付 令和七年七月二十五日 宮古毎日新聞

令和七年八月一日 掲載頁

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏 東京都豊島区西池袋二丁目四三番五一二〇 号 (甲) 株式会社バーデン家壮鳳 代表取締役 厚海智一朗

### 吸収分割公告

山四三番地の

代表取締役 佐藤 幸則

(乙) 株式会社二幸

に関する権利義務を承継することにいたしまし一括受電サービス事業及び太陽光設備に係る事業 ナーズ株式会社(乙、住所東京都新宿区西新宿一当社(甲)は吸収分割により野村不動産パート 丁目二六番二号)のenecoQ事業その他高圧

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

 $\mathbb{Z}$ 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年七月十一日 官報 九十五頁(号外第一六〇号)

掲載頁 一〇九頁 (号外第一三五号) 掲載の日付 令和七年六月十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号 和七年八月一日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

代表取締役 濵西 豊

それを承継させることにいたしました。 及び環境測定事業に関する権利義務を承継し甲は この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して乙は甲の計量証明事業

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

です。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月二十五日 掲載頁 四頁

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月二十五日

令和七年八月一日 掲載頁 四頁

名古屋市中村区太閤四丁目二番八号

名古屋市中村区太閤四丁目二番八号 (甲) フジョシ水処理技術研究所株式会社 代表取締役 加藤 靖始

代表取締役 加藤 靖始 (乙) 藤吉工業株式会社

### 吸収分割公告

貨物運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれ あるリネンサプライ事業、クリーニング事業及び を承継させることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部で

乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十五日 に終了しております。 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 官報

令和七年八月一日 掲載頁 九十三頁 掲載の日付 令和七年六月二十六日 (号外第一四 四号)

大阪府大阪市北区堂島一丁目一番五号 (甲) 株式会社ザイマックスカレス関西 代表取締役 中道 大輔

三重県津市あのつ台一丁目一番地一  $\mathbb{Z}$ 株式会社ザイマックスカレス

代表取締役 中道 大輔

### 吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ことにいたしました。 に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させる この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は吸収分割して甲は乙の機能樹脂事業

令和七年八月一日 ツインタワーズ・サウス 大阪市北区梅田一丁目一三番一号大阪梅田

です。

62654/announces https://k.secure.freee.co.jp/companies/

株式会社Aerial 東京都港区六本木五丁目二番一号ほうらい やビル四F四〇二号 Partners

組織変更公告

組織変更後の商号は株式会社ほしいもの百貨つ 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 くばとします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月一日

ゴールドデザイン合同会社 代表社員 杉山

### 組織変更公告

更後の商号はJULY株式会社とします。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 効力発生日は令和七年九月二日であり、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

甲 (N) https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epn/ 掲載頁 六十三頁 (号外第一五四号) 掲載の日付 令和七年七月四日

大阪市北区梅田一丁目一三番一号 (甲) 東洋紡エムシー株式会社 代表取締役 森重地加男

(乙) 東洋紡STC株式会社 代表取締役 奥田 有史

### 新設分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 る権利義務を承継させることにいたしました。 らいやビル四F四○二号)に対して当社のG t a x運営事業及びG u a r d i a n 運営事業に関す ax(住所東京都港区六本木五丁目二番一号ほう この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお 当社は、新設分割により新設する株式会社Gt

組織変更公告

令和七年八月一日 代表取締役 オードリー・ニーセン

しました。 当組合は、 株式会社に組織変更することにいた

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 事務所に備え置いてあります。 なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる

令和七年八月一日

静岡県菊川市神尾一二四八番地の一

## 組織変更公告

茨城県高萩市上手綱一八七一番地の一 彰啓 組織 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 令和七年八月一日 当社は、 名古屋市中区橘一丁目一六番三一号

令和七年八月一日 栃木県足利市伊勢町二丁目九番地三〇

代表社員 ファン・ティ・タイン・グ JULY合同会社

### 組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 組織変更後の商号は海坊主株式会社とします。 ました。効力発生日は令和七年九月五日であり、 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 令和七年八月一日

東京都台東区下谷一丁目一三番二号

代表社員 劉 紋

ました。 組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 効力発生日は令和七年十月一日であり、 組織変

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 更後の商号は株式会社タシロとします。 令和七年八月一日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

新潟県阿賀野市下条町二番三八号 合資会社タシロ

代表社員 田代 峯夫

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公

株式会社に組織変更することにいたし 代表理事 横山 一世神尾金上茶農業協同組合

更後の商号は株式会社児玉仏具店とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日であり、 組織変

代表社員 合資会社児玉仏具店 児玉 豊樹

組織変更公告

組織変更公告

### 組織変更公告

ました。 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月一日

号第2森ビル401 STUTS合同会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目24番5 翔

## 代表社員 菜切

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

令和七年八月一日

名古屋市熱田区千年二丁目一七番二二号

合資会社田口ヂーゼル自動車修理工場

## 代表社員 田口 道行

ました。 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 更後の商号は飫肥小玉醸造株式会社とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月一日 効力発生日は令和七年九月十日であり、組織変

官

宮崎県日南市飫肥八丁目一番八号 小玉醸造合同会社

代表社員 金丸 一夫

資本金の額の減少公告

会の決議は令和七年六月三十日に終了しておりま とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年九月二日であり、株主総 当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月一日 計算書類の公告義務はありません

岩手県遠野市青笹町糠前九地割四番地四 代表取締役 有限会社荒川産業 荒川 昭子

29

## 資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を八億四千九百七十五万円 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載頁 二四〇頁(号外第一六九号)掲載の日付 令和七年七月二十四日 掲載の日付 令和七年八月一日

館ビル三階 東京都文京区本郷六丁目二五番一四号宗文 株式会社先端技術共創機構

## 資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 六十万円は資本準備金といたします。 二百四十万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本金の額を三億七千四百万円減少し なお、

### 掲載 官報

掲載頁 二一〇頁(号外第一六九号)掲載の日付 令和七年七月二十四日

内トラストタワー本館二〇階東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の

資本金の額の減少公告 代表取締役

当社は、資本金の額を一億五千九十二万九千三

## https://www.pplc.co

東京都文京区本郷七丁目三番地一号 代表取締役 李

## 資本金の額の減少公告

とにいたしました。 当社は、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

有限会社メイプル商事

威

とにいたしました。

代表取締役 川上 登福

掲載

令和七年八月一日

株式会社Yext

ホー・シク・シン

です 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百二十一円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

## 令和七年八月一日

ヒラソル・エナジー株式会社 旻

会の決議は令和七年七月二十五日に終了しており 効力発生日は令和七年九月二日であり、 資本金の額を三千四百万円減少するこ 株主総

> 令和七年八月一日 なお、計算書類の公告義務はありません。

川崎市麻生区栗平二丁目一四番一三号

代表取締役 神嶋

## 資本金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三千二百万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月一日 掲載頁 六十二頁 掲載の日付 令和七年六月十六日 (号外第一三二号)

新潟市中央区東堀前通五番町四〇九番地一 あぽろん株式会社

代表取締役 本間 洋

## 資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年十一月三十日であり、 当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円 株

主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了して おります。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月一日 なお、確定した最終事業年度はありません。

岐阜県飛驒市古川町数河八六三番地 株式会社佐藤兵衛商事

代表取締役 山村 悟史

# 資本金の額の減少公告

円とすることにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三億五千万円減少し一億 なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月一日 愛知県碧南市半崎町五丁目五八番地三 株式会社地域創生&パートナーズ

代表取締役

鈴木

康仁

## 資本金の額の減少公告

し三千万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を一千三万七千五百円減少 効力発生日は令和七年十月一日であり、 株主総

会の決議は、令和七年六月二十三日に終了してお ります この決定に対し異議のある債権者は、 本公告掲

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載頁 八十九頁 令和七年八月一日 掲載の日付 令和七年七月九日 (号外第一五七号)

京都市南区久世築山町三七八番地五 サンコーエンジニアリングプラスチック 株式会社 代表取締役 山本 健次

資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載頁 七十頁 (号外第一五七号) 掲載の日付 令和七年八月一日 令和七年七月九

大阪市生野区鶴橋二丁目五番一八号

浜弥鰹節株式会社

代表取締役 木村 忠司

会の決議は令和七年六月二十四日に終了しており 円とすることにいたしました。 資本金の額の減少公告 効力発生日は令和七年十月一日であり、 当社は、資本金の額を三億八千万円減少し一億 株主総

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

http://www.tokusen.co.jp 令和七年八月一

兵庫県小野市住吉町南山一〇八一番地

代表取締役 トクセン工業株式会社 金井 宏輔

掲載頁 三〇〇頁(号外第一六八号) 掲載の日付 令和七年七月二十三日

令和七年八月一日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

## 資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を四千万円減少し五百万円 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年八月一日 なお、計算書類の公告義務はありません。

岡山市北区津高一四四四番地の二〇一 有限会社クリエイトトゥエンティワン 代表取締役 持田 友紀

## 準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 十円減少することにいたしました。 掲載 官報 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年九月十五日です。 当社は、資本準備金の額を五十三万四千八百五 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

代表取締役 矢吹 克明 共栄商事株式会社

官

## 準備金の額の減少公告

とにいたしました。 当社は、資本準備金の額を四十億円減少するこ

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 四頁 掲載の日付 令和六年十月十日 令和七年八月一日 東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

株式会社保険見直し本舗グループ 代表取締役 臼井 朋貴

# 資本金及び準備金の額の減少公告

減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を二億四六四五万四〇四七 資本準備金の額を二億四六四五万四〇四六円

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載頁 五十六頁(号外第十八号 掲載の日付 令和七年一月三十日

令和七年八月一日 東京都品川区東五反田三丁目二〇番一

一四号

住友不動産高輪パークタワー八階 メトロエンジン株式会社

代表取締役 田中 良介

# 資本金及び準備金の額の減少公告

金の額を四千五百万円減少することにいたしまし 当社は、資本金の額を四千四百万円、資本準備

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 りです。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとお

掲載 官報

掲載頁 二九三頁 (号外第一六八号) 掲載の日付 令和七年七月二十三日 令和七年八月一日

東京都港区海岸三丁目二番一二号

株式会社コーヒーハンターズ

代表取締役 川島 良彰

# 資本金及び準備金の額の減少公告

準備金の額を二億五千五百万円減少することにい 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい たしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億七千五百万円、資本

令和七年八月一日

なお、同日に当社の株券は無効となります。

掲載頁 五十七頁 (号外第一四三号) 掲載の日付 令和七年六月二十五日 令和七年八月一日 名古屋市中区錦三丁目六番二九号

興寿株式会社

代表取締役

山本

圭

本準備金の額がそれぞれ十四億一千八百六十四万 億一千八百六十四万円、資本準備金の額を十四億 円増加することを条件として、資本金の額を十四 一千八百六十四万円減少することにいたしまし 当社は、普通株式の発行により、資本金及び資

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載の日付 令和七年七月三十一日

株式会社シンリュウ

# 基準日設定につき通知公告

同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、 その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割 で公告します。 により株式の割当てを受ける株主と定めましたの 当社は、令和七年八月十九日を基準日と定め、

令和七年八月一日

北海道北広島市栄町一丁目五二番

たので公告します。 する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし 当社は、令和七年八月二十五日付で株券を発行

北海道伊達市長和町一九七番地六

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行

令和七年八月一日

なお、同日に当社の株券は無効となります。

茨城県下妻市比毛二九番地

# 資本金及び準備金の額の減少公告

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

令和七年八月一日 掲載頁 三頁

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

代表取締役 新井 龍昇

株式会社SQUEEZE

代表取締役 舘林 真一

定款変更につき通知公告

代表取締役 後藤 寛 株式会社東浜コンクリート工業所

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。

代表取締役 ¥締役 塚田 隆 塚田建材株式会社

## 定款変更につき通知公告

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。 当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

日本橋銀三ビル 東京都中央区日本橋本町四丁目三番一〇号 株式会社サイモンズ

代表取締役 斉川

## 定款変更につき通知公告

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。 当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行

令和七年八月一日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

南菱油(株)本社ビル四階 神奈川県横須賀市森崎一丁目五番二四号湘

## 定款変更につき通知公告

代表取締役

梯

明伸工業株式会社

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。 当社は、令和七年八月二十七日付で株券を発行

令和七年八月一日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

川崎市多摩区東生田一丁目一五番一八号 株式会社リードマネジングオフィス 代表取締役 早川 博典

## 定款変更につき通知公告

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。 当社は、令和七年八月二十七日付で株券を発行

令和七年八月一日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

新潟県糸魚川市大字田海五五七五番地 株式会社上窪工務店

代表取締役 齊藤

## 定款変更につき通知公告

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの で公告します 当社は、令和七年九月三日付で株券を発行する

令和七年八月 なお、同日に当社の株券は無効となります。

愛知県岡崎市滝町字長坂九五番地五

代表取締役 株式会社岡崎土質試験所 鶴田 正己

令和七年八月一日

## 定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行す

令和七年八月一日 なお、同日に当社の株券は無効となります 神戸市長田区大橋町二丁目一番三四号

マロール株式会社

代表取締役

兎田 朗彦

## 定款変更につき通知公告

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。 当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行 同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日 山口県萩市大字土原三八三番地の五

マルケー萩貨物自動車株式会社 代表取締役 黒瀬 秀俊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 が退任することに対し異議のある債権者は、本公 社の全ての日本における代表者である髙裕理 東京都文京区千駄木一丁目二二番八号 和七年八月一日

日本における代表者 株式会社パウカンパニー 髙 裕理

### 限定承認公告

官

七番地の一エクラシア東大和 最後の住所東京都東大和市芋窪六丁目一三〇 本籍岩手県釜石市甲子町第一地割六九番地

被相続人 亡

大橋 新吾

び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 続人は令和七年七月十八日東京家庭裁判所立川支右被相続人は令和七年五月六日死亡し、その相 請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出 部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及 がないときは弁済から除斥します。

井上ビルB一―一弁護士法人ENISHI 東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川 限定承認者

弁護士 永淵 慎

任意清算公告

限定承認公告 本籍静岡県島田市大津通一一 成年後見人 番番地地 ラセ

号 被相続人 ť 杉本 光隆

31

シア四谷一〇〇

0

住所東京都新宿区荒木町

・ グ ラ 後

者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 相続人は令和七年七月十五日東京家庭裁判所にて 申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない ときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和七年三月三十日死亡し、その

令和七年八月一日

〇二号 相続財産清算人 杉本 和隆東京都新宿区西新宿六丁目一五番一—三九

### 限定承認公告

求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出が 受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請 ないときは弁済から除斥します。 にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及びの相続人は令和七年七月二十四日岡山家庭裁判所 最後の住所岡山県和気郡和気町田土一〇六一本籍岡山県和気郡和気町田土一〇六一番地、 右被相続人は令和七年三月二十二日死亡し、そ 被相続人 亡 神﨑 憲昭

兵庫県たつの市新宮町井野原五三一番地の二

令和七年八月一日

連絡先 岡山県備前市吉永町神根本九七五一三五 限定承認者 中原佐賀恵

岡山市北区南方一丁目六番五号司 法ビル三階

右代理人弁護士 三宅 克仁

### 限定承認公告

地一一八、最後の住所本籍に同じ 本籍徳島県板野郡板野町西中富字中須七七番

者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない ときは弁済から除斥します。 続人は令和七年七月二十四日徳島家庭裁判所にて 右被相続人は令和七年一月九日死亡し、 被相続人 亡 小野 、 その相 弘文

## ランヴィア常三島東館一階 城東法律事務所 徳島県徳島市南常三島町一丁目四番地一号グ

相続財産清算人 多田

代理人弁護士

山本

啓 曉 司 充

令和七年八月一日

意により定めた財産の処分の方法に従い清算をい社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同 出下さい。 者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し たしますので、この清算の方法に異議のある債権 当社は、 令和七年七月十日をもって解散し、会

破産手続開始申立ての公告 令和七年八月一日 東京都港区虎ノ門五丁目一番五号 saferay Gifu3Holding合資会社 代表社員

マルコ・シュルツ

第一項の規定により公告いたします。 申立てを行いましたので、医療法第五十六条の十 月十日神戸地方裁判所龍野支部に破産手続開始の 足りないことが明らかになったため、令和七年七 ですが、当法人の財産がその債務を完済するのに 令和七年八月一日 当法人は、 令和七年六月十九日に解散し清算中

## 優先資本金の額の減少公告

清算人 八重垣千珠子

医療法人社団景珠会

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 十四億円とすることにいたしました。 この決定に対して異議のある債権者は、本公告 当社は、優先資本金の額を六十三億円減少し六 掲載紙 官報 当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

令和七年八月一日 掲載頁 一一六頁 掲載の日付 令和七年三月三十一日 (号外第七十二 二号)

東京都千代田区内幸町二丁目 グリーンアセットインベストメント特定 目的会社 取締役 一番六号 石本 忠次

## 優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を七千七百六十五万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

index.html https://www.kaikei-home.com/axess/0058

令和七年八月一日 ヒルズ仙石山森タワー四〇階 東京都港区六本木一丁目九番 ジー・エイ・ワン・レジデンス・ツー特 定目的会社 取締役 髙橋 ○号アーク 法彦

代表理事理事長

太金一郎庫号

## 優先資本金の額の減少公告

することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を五千百三十万円減少

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 本公告掲

https://www.kaikei-home.com/axess/0039/

index.html

令和七年八月一日

ヒルズ仙石山森タワー 東京都港区六本木一丁目九番 -四〇階 〇号アーク

目的会社 ジー・ジェイ・レジデンス・フォー 法彦 -特定

## 優先資本金の額の減少公告

ることにいたしました。 当社は、優先資本金の額を六千九十万円減少す

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

index.html https://www.kaikei-home.com/axess/0045/

令和七年八月一 日

ヒルズ仙石山森タワー 東京都港区六本木一丁目九番 -四○階 ○号アーク

ジー・ジェイ・レジデンス・ナイン特定 締役 髙橋 法彦

### 優先資本金の額の減少公告 当 優先資本金の額を金二億円減少し、

| おし、消却に要 先出資二億口を一口につき金一円をもって有償消 この決定に対し異議のある債権者は、 の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 消却に要する金額を金二億円とすることに 本公告掲 優

とおりです 令 https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/gljree 和七年八月一日

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号 G L J R E 締役 金谷 正文 E特定目的会社

優先資本金の額の減少公告 取締役

少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、 令 https://www.ko-koku.jp の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 和七年八月一日 共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁 最終貸借対照表の開示状況は次のとお 優先資本金の額を四千七百六十万円減 Ì 远 番 一号 本公告掲 ラ東京 ŋ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 当 ジャパンロジスティクス1特定目的会社 取締役 髙 山 知 世

ŋ

四

官

先出資証券を所有する方は効力発生日である令和 口を消却することにいたしましたので、 七年九月二日までに当社にご提出下さ 令 和七年八月一日 9ることにいたしましたので、当社の優発行済優先出資のうち四千七百六十万、

共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

取締役 髙山 知也ジャパンロジスティクス1特定目的会社

### 申出の公告 第二回

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥し五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 する者は、 あったものとみなされたので、 Ó 当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三 規定により令和七年七月一日解散の認可 本公告第一回掲載(令和七年七月二十 当基金に債権を有 が

千葉県市川市行 〇六号室 行徳駅前三丁 日鉄物流企業年金基金 清算人 目九番一九号三 別所 媋

崩

となった。

令

取消公告

の減少公告は取消します 令和七年七月二十二日掲載の当社の 令和七年八月 日 準備金 の 額

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号 株式会社保険見直し本舗グルー `表取締役 臼井 朋

<del>ラ</del>

貴

### 誤

る法律の一部を改正する法律は、 日港湾法等の一部を改正する法律の公布により 律第七号地 兀 令和七年三月三十 1 七 <u>ジ</u> " 上 段 正 方税法及び地方税法等の一部を改正す 行 日 誤 (号外特第 同年四月二十三 八号 正 公布法

び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等 に関する法律等の一 同年五 月三十日老朽化マンション等の管理及 部を改正する法律の公布によ 法律

٤

年四1

月二十二

上. 二、老朽化マンショ老朽化マンショ老朽化マンショ老朽化マンショ老朽化マンショ老朽化マンショ老朽化マンショ老朽化マンショ老行生第令和士るの一部でる法律等の管理との下滑地等がの区分所の建等のでは、一年法律(令和七七年)といる。

百二十七号租税特別措置法施行令の一

部を改正す

となった。

化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する 六月十八日食品等の流通の合理化及び取引の適正 法律の公布により 十三号所得税法等の 同年三月三十一 日 一部を改正する法律は、 (号外特第八号) 公布法律第 同年

六 上 — 四 四〜食品等の流通の 会品等の流通の食品等の流通 で和七年法律(改正する法律に化及び取引合理化及び即関すの高速を市場法の一部を市場法の一部を市場法の一部は一部場上の一部は一次で取引合理化及び取引合理化及び取引を開発して、 律律部卸関取通 第一を売す引の

> 0 Ŧi. 兀 九 上 下 一 次 1 5 1 5 1 5 6 二九 四分 **→** 5

年法実の外国に協アお軍外隊日 号法律施間のと関カクけ隊のと本 律(にの締我すのセると締我国 第令関協約がる円ス相の約がの 和す定国国日滑及互間国国自 七るのと以本化びのにの以衛

の公布により 下三  $\equiv$ 第 号) 窓 二 (令和七年法律 を改正する法律を 律律部

となった。 五三 同年三月三十一日 (号外特第八号) 公布政令第

一部を改正する去聿りべう・・・ 及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の トーコントール 日食品等の流通の合理化 下 終りから 一食品等の流通の 合理化及び取引合理化及び取引 る法律及び卸売るある法律の で正する法律(改正する法律(改正する法律(改正する法律( で正する法律( で正する法律( で正する法律( で正する法律( で正する法律) 第一を売す引の

となった。

九

下

円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国とのの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の 間 訟法等の 日情報通信技術の進展等に対応するための刑事 第二十六号日本国の自衛隊と我が国以外の締約 この協定の実施に関する法律は、 同年四月二十三日 部を改正する法律の公布により (号外第九十一号) 同年五月二十三 公布法 訴 国律 となっ

の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国 国の軍隊との間における相互のアクセス及び協 百十九号地方税法施行令及び国有資産等所在市 村交付金法施行令の一部を改正する政令は、 間の協定の実施に関する法律の公布により 月二十三日日本国の自衛隊と我が国以外の締約 年三月三十一日 (号外特第八号) 公布政令第 、同年

兀

日港湾法等の 六年法実の外国に協アお軍外隊日 号法律施間のと関カクけ隊のと本 律(にの締我すのセると締我国 第令関協約がる円ス相の約がの 二和す定国国日滑及互間国国自 十七るのと以本化びのにの以衛 部を改 証す á となった。 正する法律の 同年五月十四 公布により 日

十号情報処理の促進に関する法律及び特別会計 整備等に関する法律の公布により 被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律 十三日重要電子計算機に対する不正な行為による 関する法律の一部を改正する法律は、 (号外第百六号)

0)

Ŧi. 下 

となった。 の事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続律は、同年六月十三日円滑な事業再生を図るため 等に関する法律の公布により る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 五十七号譲渡担保契約及び所有権 同年六月六日 (号外第百二十五号) 留保契約に関 公布法律 す 第

下一六~円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生円滑な事業再生 、等務関事生

閣官房官報報告主任

下 二 二 二 0 第一を訴すの

同年四月二十五日 (号外第九十三号) 公布法 律

となっ

た

育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改 第二十九号児童福祉 同年六月十八日公立の義務教育諸学校等の 法等の一 部 を改正する法 教 律

公布法律第三 同年五月二